

平成 18 年第 4 回防府市議会定例会会議録（その 2）

○平成 18 年 12 月 11 日（月曜日）

○議事日程

平成 18 年 12 月 11 日（月曜日）

午前 10 時 開議

1 開 議

2 会議録署名議員の指名

3 一般質問

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（30 名）

1 番	河 杉 憲 二 君	2 番	原 田 洋 介 君
3 番	久 保 玄 爾 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	横 田 和 雄 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	藤 本 和 久 君
9 番	山 本 久 江 君	10 番	重 川 恭 年 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	木 村 一 彦 君
13 番	安 藤 二 郎 君	14 番	平 田 豊 民 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	藤 野 文 彦 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	伊 藤 央 君	20 番	松 村 学 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	大 村 崇 治 君
23 番	河 村 龍 夫 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	馬 野 昭 彦 君	26 番	深 田 慎 治 君
27 番	山 田 如 仙 君	28 番	中 司 実 君
29 番	田 中 健 次 君	30 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	助 役	嘉 村 悦 男 君
副 収 入 役	内 藤 和 行 君	財 務 部 長	中 村 隆 君
総 務 部 長	浅 田 道 生 君	総 務 課 長	岡 本 幸 生 君
生 活 環 境 部 長	黒 宰 満 君	産 業 振 興 部 長	桑 原 正 文 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 正 幸 君	土 木 都 市 建 設 部 理 事	藤 本 澄 夫 君
健 康 福 祉 部 長	山 下 陽 平 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 次 長	和 田 康 夫 君	水 道 事 業 管 理 者	吉 田 敏 明 君
水 道 局 次 長	井 上 孝 一 君	消 防 長	松 永 政 己 君
監 査 委 員	大 木 孝 好 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 檜 垣 健 次 君 議 会 事 務 局 次 長 徳 富 健 司 君

午前 10 時 開 議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。14番、平田議員、15番、田中敏靖議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問回数につきましては、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので御了承をお願いします。

これより質問に入ります。最初は13番、安藤議員。

〔13番 安藤 二郎君 登壇〕

○13番（安藤 二郎君） おはようございます。

いぬ年の掉尾を飾ります12月議会の一番最初に質問をさせていただくということに対

しまして感謝を申し上げますとともに、執行部におかれましては誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。みどりの会の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

大きい項目としまして、地域情報化の推進についてということと、新体育館の建設について、この2つについて質問をさせていただきます。

最初に、地域情報化の推進についてということについて質問いたします。

平成14年ですから2002年の3月に、元気で活力に満ちた情報先進都市を目指して防府市地域情報化ビジョンを策定しまして、さらに、このビジョンを受けて平成15年並びに平成18年に、それぞれ防府市地域情報化アクションプランが作成されております。

そのビジョン策定の趣旨では、「昨今の情報技術の飛躍的な進展に呼応した行政運営の簡素・効率化、透明性の確保や市民ニーズに対応したより一層の市民サービスの向上、新たな市民サービスの創出や地域の活性化を図ることが求められています」とされておりまして、計画の期間としては、「平成13年（2001年）度を初年度として平成22年（2010年）度を目標年次として、新たな技術革新や社会経済の変化の状況に応じて計画の見直しを図るものとします」とあります。

そこで、情報先進都市の現状、先行きについて、質問をいたします。

まず第1点、電算機の汎用機、いわゆるメインフレームからサーバー（オープン系）への移行検討についてということです。

佐賀市の前市長であります木下敏之さんは、「日本を二流IT国家にしないための十四ヵ条」という著書をことし9月上梓されました。その書の中で、2003年、情報先進地であるソウル江南区を視察、そのすばらしさに驚愕し、早速帰国後、強力なるリーダーシップを発揮して、わずか1年半という短期間のうちに基幹系システムをオープンシステムに改変したことのてんまつが述べられております。また、韓国が情報先進地としていかに進展し、一方で日本の自治体がいかにおくれをとっているかについて論じられております。

当防府市の電算統計課では早くからこの情報をキャッチ、防府市への適用について検討しており、本年3月、その結果についてまとめられているようですが、こうした取り組みに対して的確に判断されたことは評価に値すると思いますが、この点について質問をいたします。

第1点としまして、佐賀市のシステム改変について検討された結果について、概略御説明をお願いします。

次に、現在防府市が運用しているホストコンピュータの汎用機システムは、平成20年でリース契約が切れるということですから、それまでにあと2年しかありません。今、全国多くの自治体において、再リースを機会に在来のレガシーシステムを見直して、オープ

ン系システムへの転換について徹底した検討がされております。その背景には、当然のこととして情報技術の急速な進展にどう対応していかなければいけないか。さらには、それに伴い、可能な限り経費削減に向けた対応はできないかといった問題について深い議論がされております。

その一つとして、佐賀市のような決断をされたところもありますし、そうではなくて、これまでの実績により、現状のレガシーシステムを支えていこうという自治体もあります。いずれにしても、激しい技術革新とともに２００７年問題も絡んで、何らかの形で対応していかななくてはならない状況にあります。

そこで第２点として、そうした現状認識に立って、あと２年に迫っている再リースを目前に、オープン系システムへの転換の可能性について、民間の若い技術者も含めたプロジェクトチームを立ち上げるとともに、庁内においても徹底した研究体制を確立しておかななくてはならないと思われませんが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

第２点として、ＩＴガバナンスの確立について。

わかりやすく言いますと、真の自治体をどう構築するかということですが、この確立のためのＩＴの位置づけを明確にしておかななくてはなりません。ＩＴは、自治体において経費を削減すること、そして市民サービスを向上することを実現するための一つのツールであって、行政改革の柱になるという強い意識を持たなければならないということであります。

ですから、ＩＴが、あった方がいいツールといった認識を持っているうちは真のＩＴガバナンスは確立できません。防府市における電子申請の利用率は低いようです。あった方がいいといった考えだけで導入している限り、利用は増えないわけで、すごく便利を市民が認識しない限りだめなんです。

そういった意味から、ＩＴガバナンス確立のためには、一つには徹底した業務分析の実施と、それに伴う業務改善のシナリオを書くことであり、もう一つは徹底した行政情報の開示であろうと思われれます。その中でのＩＴ活用の位置づけを明確にすることではないかと思われれます。

そこで質問をします。

既に、行政改革の中でいろいろな業務について分析、改善を図られておられますが、その中で、特にＩＴをツールとして活用し、改善を図っていかうとされている部分もあるかと思われれます。そうした視点に立った業務改善について検討されているのかどうか、さらには、されているとすれば、どのような項目があるのか御説明ください。

また、行政情報の開示ということで威力を発揮すると考えられている情報センターの設

置については、どのように推移しているのか、お尋ねをいたします。

大きい項目の第2点、新体育館の建設について。

10月18日、教育委員会は（仮称）防府市新体育館建設基本設計業務委託の名称で入札を行いました。落札率、実に16.7%で落札という結果を公表いたしました。この件について御質問をいたします。

第1点、この入札における仕様書の内容についてということです。

この入札で業者に提示されました、一般仕様書ではなく特記仕様書の内容について並びに入札参加企業と入札方法について、御説明をいただきたいと思います。

第2点、基本設計と基本構想の関係について。

専門的なスポーツ愛好家にとりましては、今度の体育館は全国大会あるいは世界大会が開催できるようなレベルのものにしてくださいとの要望があります。一方で、多くの市民は、何年に1回しかやらない大会用のものではなく、より多くの市民が気軽に活用できるものにしてくださいという意見もあります。さて、一体どちらをとるのか。こうしたものを盛り込んでいくのは基本構想というものです。

ところで、この基本構想ですが、11月24日行われた教育民生委員会所管事務調査では、基本構想は今月半ばに提示されるという説明でした。これは一体どうしたことでしょうか。一般的常識からすれば、基本構想があって基本設計があるのではないのでしょうか。こうなってしまったことについて、かいつまんで御説明をお願いいたします。

また、今月決定される基本構想と、既に発注されている基本設計業者との整合の上、さらに本設計への道へと進むことになると思われます。この間、実は庁内検討委員会での検討会、協力いただいた懇話会への了解、さらには議会への提示、アンケートに協力いただいた多くの市民の皆さんへの了解等、平成19年3月—来年3月、詳細設計発注までに完了させておかななくてはならない課題は山積しております。ここまでの問題解決手順には若干のそごが見られておりますけれども、同じ轍を踏むことなく進めなくてはなりません。今後のそれらのスケジュールについてお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 13番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは地域情報化の推進についての御質問にお答えいたします。

本市のコンピュータシステムは、昭和51年9月に汎用機による自己開発・自己運用を基本として処理を開始いたしました。市県民税、国民健康保険料システムの開発を手始め

として、住民記録、国民年金、固定資産税などの市民に直結した業務を順次コンピュータ化し、現在では人事などの内部事務処理を含めて、市のほぼすべての業務につきましてコンピュータにより処理しております。

さて、議員御指摘のとおり、近年のコンピュータの目覚ましい技術革新により、汎用機に劣らない安価で性能も遜色のないサーバーが登場したことにより、既存の汎用機システムからサーバーシステムへの移行が進んでおります。

本市におきましても、生活保護システムなどの汎用機を使用するほどのデータ量でない場合や、文書・備品システムなど汎用機を使用するよりも効率がよい場合は単独のサーバーシステムで、また汎用機のデータを必要といたします母子健康管理や滞納管理、保育料業務などのシステムは、サーバーと汎用機が連携したシステムで運用しております。

このように、本市におきましても汎用機中心のシステムからサーバーを利用したシステムも導入しており、時代の変革に対応したシステムの構築を進めているところでございます。

御質問の佐賀市のシステム改変についてでございますが、佐賀市では運用コストの削減と地場産業育成を目的としてシステム改変に取り組まれ、汎用機システムからオープンシステムへ移行されており、また移行に当たってはオープンソースソフトウェアの開発もされております。

本市におきましても、基幹系システムのオープン化及び2007年問題への対応につきましては、佐賀市の事例も参考としながら、昨年度、電算統計課で担当者レベルの検討を行っております。その中で、オープン系へのシステム移行につきましては、運用経費の節減が図れるなどのメリットが認められる反面、システム移行での正確性や経費など、今後さらに検討を行うべき多くの課題も出てきております。また、基幹業務のオープンシステム化については、移行事例も少なく、現在さまざまな観点から検証が行われている段階でございます。

このような中で、住民記録、市税関係、国民健康保険料などの住民情報を中心とした基幹系システムにつきましては、市民サービスに直結し、安定稼働が求められている重要なシステムでございます。

したがって、基幹系システムのオープン化等については、今後も情報技術の進展状況、他市のオープン化の状況や電子自治体構築の動向などを見きわめながら、システムを活用する業務担当部門も含めて調査・研究を進め、その上で防府市IT推進本部で検討・協議してまいりたいと考えております。この中で、民間の技術者を含めたプロジェクトチームが必要ということになれば、設置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ＩＴガバナンスの確立につきましての御質問でございますが、国においては世界最先端のＩＴ国家になることを目標に掲げ、情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進することとしております。

また、国のe-Japan戦略において、「社会全体が元気で、安心して生活でき、新たな感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」に向けて、新たなＩＴ社会基盤の整備を地方公共団体に求めています。これを受けて、本市では平成１４年に「元気で活力に満ちた情報先進都市をめざして」を基本理念とした防府市地域情報化ビジョンを策定し、この中で情報通信基盤の整備、利便性の高い情報環境の整備、行政情報化の推進、情報化に対応できる人材の育成の４つの目標を掲げているところでございます。

また、このビジョンを推進するために、全庁的組織として防府市ＩＴ推進本部を設置し、行政情報化を総合的・効率的に具体化するための計画として、防府市地域情報化アクションプランを策定するとともに、地域情報化施策の企画・立案・推進を図っております。

この計画により、戸籍の電子化をはじめ、パソコン１人１台体制の実現、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）への接続、情報セキュリティポリシーの策定、公的個人認証サービスの導入、市役所ホームページの充実・整備、山口県電子申請・届出システムを利用した電子申請サービスの開始、図書館の蔵書検索システムの導入、防府市地域安心安全システムの導入などを実施し、市民サービスの向上や業務の見直し、改善を進めております。

さらに、第３次行政改革後期計画においても、ＩＴを活用した業務の見直しの取り組みが掲げられており、年度版報告書等の電子化、ホームページ公開、公用車管理のあり方、グループウェアを利用した内部事務の電子化、例規類集の見直し、庁内でのデータの共有など、事務の効率化を進めてまいりました。

また、経費におきましては、電算機器をレンタル契約からリース契約への契約の見直し並びに随意契約を可能なものから競争入札とするなど、削減を図り、大きな成果を上げております。今後も引き続き、市民のだれもが利用できる地域情報化社会の実現と行政情報化の推進を図るとともに、一層の経費削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報センターの質問でございますが、平成１５年３月に防府市地域情報化アクションプランを策定し、その中で（仮称）防府市情報センターの整備を１５年度から１７年度で検討するとしておりましたが、ことし３月に、計画期間を平成１８年度から平成２０年度までの３年間として作成した改訂版においては、ソフト面からの地域情報化の推進を掲げ、新たに防府地域ポータルサイトの構築を調査・検討するとしております。地域のポータルサイトの構築に当たっては、地域のあらゆる情報を市内外に提供する一元的な窓口となりますので、掲載内容、管理、運営など、各関係機関と協議・検討してまいりた

いと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（安藤 二郎君） 御丁寧な御回答をいただきましてありがとうございました。

席からも申し上げましたけれども、基幹系のプログラムシステムを再リースするのにあと2年しかありません。だから、今大至急検討しなければなりませんよと、それをどうしますかという質問をしたんですけれども、さらに検討を進めていくということでは、いつまでに検討されるのかわかりませんので、あときっちりとその辺を説明いただきますが、少しだけ技術的なことについて質問をさせていただきたいと思います。

佐賀市長の木下さん、今、落選されているんですけれども、この方が行ったことは何かと申しますと、要するにコンピュータで最も大事なオペレーティングシステムというものを、今は完全にベンダーにその知的所有権を握られてしまっていて、リースするときは幾らでも彼らの言いなりの値段で支払ってしまっていると、そういうことはいけないんじゃないかと。そうじゃなくて、やはり知的所有権は官側になくはならないということが基本でした。そうしたところに、たまたま情報技術の革新によってオープンソースという概念がインターネット上で出てきました。

オープンソースというのは、ソースというのは源泉ですから、源泉を明らかにする。ですから、いわゆるベンダーが持っている知的所有権をすべて官側に掌握させるという、そういう技術がオープンソースという概念によって広がってきたわけです。それを何とか適用して安くできないかという話がオープンソースの概念なわけです。それを取り入れようとしたのが佐賀の前市長なわけです。

それをよく認識された上で、例えばオープンソースの具体的な例を申し上げますと、今インターネット上でウィキペディアという百科事典があります。この百科事典は、実はエンサイクロペディア・ブリタニカという百科事典が以前からありましたけれども、これは載っている項目が約6万5,000項目ぐらいの程度です。ところが、今このウィキペディアというインターネット上の百科事典は実に87万項目、そのぐらいの、英語版ですけれども項目が載っております。さらに、日本版でいきますと約20万項目の項目が載っております。それだけの百科事典をインターネット上でただで見ることができます。ですから、従来、百科事典を買って家の中に置いていたことは全くできなくて、ただですべての情報を得ることはできます。

ウィキペディアを開いてみますと、松浦正人の経歴がたくさん書いてあります。また防府市の経歴、いろんなことが書かれています。そして、このオープンソースのいいところ

は何かといいますと、その百科事典に対して、登録した人が書き込めることになっております。ここはおかしいよ、こういうことですよと。例えば防府でいいですよ、裸坊については防府の方がよく知っていると。防府の人間が、その百科事典上に書き込みを行って、これが正しいですよということを書き込むことができるということです。

最近のウィキペディアを開いてみますと、実に三田尻の女尻相撲まで出ております。女尻相撲を見ておりますと、現在原稿募集中と書いてあります。ぜひ皆さん、だれか女尻相撲について、このインターネット上の百科事典に書き込んでほしい。そうすると、それを日本全国の人が見ることができる。

こういうふうなのは、いわゆるオープンソースと言われるものであって、そのオープンソースの、さて今度はコンピュータにどう適用するかという話になると、先ほど申しましたオペレーティングシステムの中にそういうオープンソースのソフトやオペレーティングシステムができております。それはリナックスという実はプログラムなわけですが、これも、これがただオペレーティングシステムを得ることができます。ところが今、我が市で、ある会社のベンダーのオペレーティングシステムを使うために幾ら払っていますか。年間実に１億円近いお金を払っているんですよ。それをただ利用できるわけです。それがオープンシステムのいいところなんです。

そういうことを考えた上で、質問ですけれども、そういったオペレーティングシステム、いわゆるリナックスというソフトウェアを活用しようということ考えたことがあるかどうか、こういう質問です。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） かなり技術的なことをおっしゃいまして、私も今、電算統計課の中で検討はいたしておりますが、実際に具体的にいつからということまではまだいってないのが現状でございます。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（安藤 二郎君） さらにもう一つ、回答の中で非常に大事なことを申されたんですが、現在のシステムは非常に重要な、あるいは膨大な量を持っているものについては、汎用機がすぐれておると。デメリットとしてそういうものはサーバー系としては不適切であるというふうな説明がありましたけれども、実はそうではなくて、現在汎用機１台について、実に１台の価格はサーバー系の１０倍から１００倍ぐらいの値段はするんですよ、汎用機は。ですから、サーバーを少々抱えたところで、決してそれがシステムを運用する場合に障害になるものとはなりません。そういった意味で、サーバーと、いわゆる汎用機との比較ということも十分検討されていないということは今の返答でわかると思

います。

また、もう一つ大事なことは、２００７年問題という問題があります。２００７年問題について、その問題を認識されているかどうか質問をいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） ２００７年問題というのは、確かに今、世間でといますが、世の中で話題にはなっております。当然２００７年には、技術を開発したいいわゆる団塊の世代というふうに言われておりますが、これらの優秀な技術者が皆退職されるということのようでして、その後には、開発されたその技術がうまく継承できるかと、うまく運用できるかという問題だろうと思うんですが、認識はいたしておりますが、その辺は今の現状の中でクリアをしていかなければならないと思っておりますし、先ほど議員さんから御指摘のあった例えば民間の技術者の知恵をかりるとか、そういったことも必要であろうかと思しますので、今後はそういった面も含めて検討をいたしていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（安藤 二郎君） ２００７年問題というのは、実は団塊の世代がすべて退職していってしまう。そうしますと、これまで培われてきました技術者の技術が伝承されないということが大問題になっておりまして、それに追従する若い人たちの技術というのは、既に新たな技術に対応していることであって、古い技術には対応できないです。そうすると、古いシステムに対応できる技術者がいなくなってしまうということが大問題で、２００７年問題ということになっております。

例えば、こういうことがあります。今、防府市の汎用機で使われておりますコンピュータのプログラム言語、これはコボルという言語を使っておりますけれども、コボルというのは、私たちが３０代前半にコンピュータに初めて出会ってシステム開発をしたときに使われたときの言語です。これはいわゆる科学計算に使うのはフォートランという言語ですけれども、事務用計算にはコボルという言語をそのときから使っております。既に３０何年間も経過した古い言葉でございます。今やプログラム言語の主流をいってまうのはジャバとか、それからビジュアルベーシック、こういうふうな言語が主流になっております。そして、ほとんどのコンピュータの新しい技術者は、そういう言語を使いながらソフトウェアをさわっておるわけです。それをあと２年再リリースする。あと２年後にそんな古いものを再リリースして、２年後に再リリースするということはあと４年延びるということですよ。あと６年間そんな古いものにおかされながらやっていくという話ですか。そんなことは私は絶対に許すことはできないと思います。その辺をよく検討していただきたいということ

が一つ。

それと、もう一つ質問をいたします。そこで、２年後に再リースをすると。再リースをするときに、現在のシステムをそのまま再リースしたときに、どのぐらいの費用がかかるか。そして、それを再リースをしない、新しいオープンシステムにシステム改変した場合にはどのぐらい費用がかかるのか、その辺の御回答をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） はい、お答えいたします。

まず最初に、今の汎用機システムのオープン系に切りかえる経費の検討をしたかということでございますが、今現在、検討はいたしておりません。

なお、今現在リースでやっておりますが、コスト関係にかかわる経費といたしましては、全体では電算関係で使用料約１億五、六千万円あるというふうに認識しておりますが、そのうちのホスト関係だけでしたら約６，０００万円ぐらいの維持費がかかっているというふうに考えております。

今後、もしこの２年間のうちにオープン系への移転といいますか移設ができなかった場合には、今おっしゃいましたように再リースということになるかと思いますが、そのときの費用については、ちょっと今予測することは不可能といいますか、把握はいたしておりません。

いずれにいたしましても、オープン系に移行するがための経費も含めまして、これから真剣にといいいますか、いわゆる目の前に迫っておる問題でございますから、十分前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（安藤 二郎君） ただいまの御回答を得ました、皆さんお聞きのとおり、再リースをしたときにどのぐらいお金がかかるか、そして新しいシステムにしたときに幾らぐらいお金がかかるか、こんなこともわからないで、２年後に再リースするとか、それを継続して使うんだというふうな結論が出るわけがない。そしてまた、技術的にもオープンソースがどういうものであるか、そういったものも十分な検討もされずに、サーバーとはどんなものかの検討もされずに、２年後に再リースするんだというふうな今結論をしているようですけれども、これは全く私から言わせれば不見識と言わざるを得ません。

そこで、私はぜひこの２年のうちに今のことについて結論を出していただきたい。それを深く見守っていきたいというふうに思っています。

そこで、市長、いかがですか。佐賀の前市長、木下さんが何と言っているか。さっきの

ＩＴ二流国家にしないための１４カ条の中に、第２条、トップダウンなしにはＩＴは進まないと意識せよ。第５条、市長、助役はＩＴを勉強せよという条文がございますが、どこか世界水準の自治体を視察しなさいというふうに訴えておられますが、市長いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御存じのとおり、行政課題は山積をいたしております。また、市民ニーズも多様化の一途をたどっているわけでありまして、それに加えて、市民の多くの方々がどの程度この機器というものについてもなじみを持ち、あるいはまたそれが導入されたことによって、どのようにお感じになれるかということも極めて大切なことでもあらうと思っております。時代の推移をしっかりと見定めながら、対応におくれのないようにしていくということではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（安藤 二郎君） 最後に、私がしっかりとした確かな機関に見積もりをさせております。それによりますと、サーバーシステムに転換しますと、少なくともシステムの開発費、機器等を含めると、大体１けたから２けた違う。ほぼ２０億円から３０億円かかると思われますけれども、これを再リースしても２０億円から３０億円かかります。かかりますが、それをサーバー系にしますと約１けた違いますよと。運用経費はどうなるか。運用経費が約半額になりますよという試算をちゃんとしております。そういうことがありますので、これは経費にかかわる問題ですので、ぜひ早急に研究体制を立ち上げて検討していただきたいというふうに思います。

それでは次に、ＩＴガバナンスの問題ですけれども、時間がなくなりましたので、一つ、二つ、質問させていただきます。

各自治体を回りますと、住民票あるいは印鑑登録等の自動交付機というのが各自治体とられておりますが、自動交付機について検討されたことがあるかどうか質問いたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） それでは、自動交付機の設置について検討したかという御質問でございます。

実は本市におきましても、平成１５年度に住民基本台帳ネットワークが本格稼働する際に、住民基本台帳カードの多目的利用を図る意味から、そういったものの機器の導入も検討いたしましたところでございます。しかしながら、導入経費が高額であるということ、あるいはその時点におきますカードの普及率の向上、そういったものが見込まれないという状況が生じておりまして、導入を見送った経緯がございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（安藤 二郎君） そのときに導入経費が高い、高価だと。どのくらいを見積もりされたんですか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） お答えを申し上げます。

経費につきましては、仮に1台導入しようとするれば、本体、ソフトウェア、サーバー、あるいはその他設置費用等合計をいたしまして、概算で申しわけございませんけれども、5,000万円から6,000万円ぐらい、この程度の経費がかかるという結論を得たところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（安藤 二郎君） さきに出しました木下さんの著書によりますと、韓国では自動交付機は1台200万円でございます。ですから、いかに、5,000万円とはとんでもない費用が出てますけれども、もし今後導入の予定があれば、それについて韓国の状況をよく調べられて検討していただきたいということが1点。

次に、実はここに住民基本台帳カードというのを私、発行しました。これは1,000円。住民基本台帳カードを発行するだけだと500円。それにプラス何がついているかということ、公的個人認証サービス、こういうのがついています。それがプラス500円で1,000円です。これを議員の方が何人持っていらっしゃるかわかりませんが、現在、防府市で、この住民基本台帳カード発行枚数、どのくらいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） お答えを申し上げます。

まず、発行からことしの8月31日までの数値で申し上げますと、全部で744件と、このような数値になっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（安藤 二郎君） ただいま自動交付機の話とこの住民基本台帳の話を出しましたけれども、実は大事なことは何かと申しますと、住民票とか印鑑登録というのは一体だれが欲しがってるか。だれが欲しいと言ってるのかと。それを検討したことはあるかという質問をしようと思いましたが、時間がありませんのでしませんが、実はだれが欲しがっているかということ、官が欲しがっているわけです。官が欲しがっているのであれば、住民基本台帳カードというのがあれば紙なんか要らないじゃないかということが基本なんです。

ですから、自動交付機を設置する前に、このカードを利用すれば、官でどこでも個人の認証ができるではないかという基本に立てば、このカードさえあれば紙が要らなくなるよという検討をぜひ今後していただきたいというふうに思います。

特に、話にうかがいますと、現在はＥタックス制度というのがありまして、自分のパソコンからこのカードさえあれば税の申告ができるように、もう既になっております。既にできております。そして、新車登録も今から既にこのカードによってやろうとしております。住民票も今は要らない。印鑑登録も要らない。これがあれば新車登録ができるシステムが既にできようとしております。官同士のシステム、そういうものを踏まえて、大阪高裁で違憲とされたことはありますが、いろいろ問題点はありますけれども、ぜひこれを活用する方法を皆さんにオープンにさせていただいて、活用していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 次は、新体育館建設について。教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 新体育館建設における基本設計業務委託の仕様書についての御質問にお答えをいたします。

新体育館建設につきましては、平成２２年度までの完成を目指し、現在、基本構想の策定を行っております。基本設計業務につきましては、９月に業務委託仕様書を作成したところですが、それには議員御指摘のとおり、共通仕様書と特記仕様書があります。

まず、このたびの特記仕様書の設計条件といたしまして、建設場所は防府スポーツセンター敷地内、施設の主要構造は鉄筋コンクリートづくり１棟２階建て、延べ床面積は約１万平米から１万２，０００平米、体育館内部はメインアリーナ、サブアリーナを基本にトレーニングルーム、事務室、会議室、控え室など附属施設並びに本体の周辺外構工事、及び既設体育館の解体等を含めた設計業務としています。

建設の条件として、工事費を約３３億円から３５億円と仮定しており、また基本構想は策定中と記載したものを特記仕様書といたしております。

さらに、入札された企業と入札方法についてでございますが、大規模体育館の設計実績がある設計事務所の中から１５社を選定し、指名競争入札により実施いたしました。

次に、基本構想と基本設計についての御質問にお答えをいたします。

防府市体育協会からの新体育館建設の要望や平成２３年の山口国体の開催など、市民の体育館建設への機運が高まる中で、今年度当初から建設に向けた作業をしてまいりましたが、なお早急に進める必要もあり、本年８月、教育委員会に新体育館建設室を設置し、本格稼働となりました。建設スケジュールを考えますと、平成１８年度において基本構想を

策定し、さらに基本設計に着手、平成１９年度は実施設計を行い、平成２０年度の着工、平成２２年度中のオープンを目途に事業を推進する計画としております。

議員御指摘のとおり、工事着工までには基本構想から基本設計、実施設計へと順序立てていくことが通常の進め方であるところですが、今年度の作業スケジュールは基本構想策定の着手がおくれ、基本構想の策定と並行して、先ほど申し上げました仕様書に基づき、基本設計業務委託の入札を行ったところであります。現在は、完成しつつあります基本構想を勘案しながら、基本設計の基礎的な作業を行っているところであります。

また、今後のスケジュールについてでございますが、防府市といたしましては基本構想及び基本設計策定作業の進みぐあいに合わせ、市民の参画によります防府市体育館建設懇話会、庁内での推進委員会での協議及び議員の皆様への説明会等を必要な都度開催する予定であります。今後とも関係各位の御意見をいただきながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（安藤 二郎君） 基本設計を委託された時の内容について今簡単に触れられましたけれども、実はＰＦＩを調査するという項目が入っていたんではないかというふうに思いますので、それも入れておいていただきたいというふうに思います。

それが１件と、それから指名競争入札ということを使われた理由がちょっとよくわからないんですが、防府市内あるいは県内の設計業者が何社か合同で、何とか市内の建物あるいは県内の建物については参画したいと強い意欲を持っていらっしゃいますが、そういうものに配慮した指名の仕方というのはされなかったのか、その辺のあたりをお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（中村 隆君） 私どもの部では、今、入札関係を直接扱っておりますので、その意味から御回答申し上げたいというふうに思っております。

今回、指名入札をいたしましたことは、基本的に入札そのものはいわゆる実績ということでございまして、今回に匹敵するような大規模な体育館を設計した、そういった業者さんということを観点に選んだものでございまして、ただ、市内にも業者さんおいでではございます。しかしながら、現状で体育館に関しましては市内の小・中学校の体育館等々にはお願いを申し上げておるところでございますが、今回の体育館につきましてはそれらの実績がございませんので、指名ということにはならなかったということをお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○ 13 番（安藤 二郎君） やはり、かなり防府市役所内部の、ちょっと極端な言い方をしますけれども、旧弊な考え方にとらわれてしまっておるという情けない状況があります。それはどういうことかという、実績のないところは設計業務に携われないという話ですけれども、ただいまオープンソースという話をしましたけれども、今どんな知識であろうが、どんなものであろうが、即座にインターネット上であらゆる情報を得ることができます。それは何かというと、施工業務は別として設計業務は、実績を積まなくたって設計上の考え方なり、あり方、これについてはどこからでも学ぶことができます。それを何も実際に絵をかいた人でないとだめだというふうな考え方は非常に旧弊にとらわれた考え方ではないかというふうに思われますので、その辺はひとつぜひ改善をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（行重 延昭君） 財務部長。

○ 財務部長（中村 隆君） 今、申されました市内業者さんの育成ということにつきましては、私どもも大変重要なことだというふうに考えておるところでございます。今回、先ほど申し上げましたように、かなりの規模の体育館ということでございますし、その中には市民の皆さんの税金を多額に投入するということでございますので、確実な方法をまずはずはとる必要があろうかなというふうに思っております。

それともう 1 点は、やはりその携わられる技術者の方のいわゆる総数と申しますか人数の点、これはかなりの規模の設計になりますと、それに従ったような体制というか規模も必要かなということがございますので、先ほど申し上げましたような小・中学校の体育館等々の経験を積んでおられて、または民間のそういった受注等によりまして今後育成をしていただき、また私どもの指名の対象にもなっていただけるような、そんなことを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（行重 延昭君） 13 番。

○ 13 番（安藤 二郎君） 指名の対象になっていただくのじゃなくて、指名の対象にするように指導するのが官側の立場でございますので、ひとつよろしく御指導のほどをお願いしたいと思います。

それと、実はここに第 3 回防府市体育館建設懇話会の資料がございます。この中には非常に詳しく、ここに何が書いてあるかと申しますと、防府市新体育館の基本的考え方というのが入っております。この中には、現体育館の現状と課題、あるいは新体育館の基本的な考え方、新体育館の施設構成と内容、新体育館の全体計画、こういったものが 11 月 30 日の懇話会に提出されております。これを私はあるメンバーの方からいただいたわけですが、このときに何と言われたか。何と言われたかと言いますと、「これは議員

さん御存じないんですか」と。我々はこんなもの目にしたことありません。そんなことがあっていいんでしょうか。

私は市民を代表するのは、市長はもちろん選挙によって選ばれておりますので代表しております。しかし議員も、皆さんの、市民の選挙によって選ばれた者です。その者にこういうものを提示しないでいて一般市民に先に提示してしまうというのは、一般市民も戸惑うわけですよ。これは当然議員も知っていますよという話であれば済みますよ。そういう点は非常に今後反省をしていただきたいということと、もう一つ、この中に物すごく大事なことがあるんです。

先ほど構想と設計の話が出ましたけれども、構想にとって大事なことは何かといいますと、この中で体育館を利用する人は１７％と出ています。利用していない人は何％ですか、７１．５％ですよ。利用していない人は７１．５％です。そうすると、新体育館は、利用している１７．５％を対象なんですか。それとも利用していない７１．５％を、その数を減らして利用していない人が４０％、５０％になるように、利用頻度を高めるための体育館にするんですか、どちらなんです。それを構想に定めるのが構想なんですよ。それなくして、どうしてこんな計画ができるんでしょうか。それをちょっとお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 確かにそういったような数字が基本的考え方の冊子の中に出してあるところでございます。アンケートの結果等にもそのあたりのことが出ておりますが、新体育館に望むことというもののの中にも、例えば冷暖房をつけてほしい、あるいはアリーナの面積を大きくとってほしい、あるいはサブアリーナというものもつけてほしいというような形、あるいはまたトレーニングルームが欲しいといったような答えも出ております。そういったようなものを参考にしまして、ぜひ市民の皆さんが使っていただきやすい体育館にしたいということで、この基本構想といいますか、そういったようなもののの中にも、そういったことが市民の方に使っていただけるようにということで、ここの中に記載もいたしておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） １３番。

○１３番（安藤 二郎君） かなりエアコンがどうのこうのとかいう非常に次元の低い話がありますけれども、そうじゃなくて、体育館は何のための体育館かということを基本的に考えてもらうのが構想でして、ですから、もう一回質問します。利用していない人は７１．５％から何％を目指しますか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 具体的に何％を目標にするということはまだ目指してはお

りませんが、近傍他市等で、例えば光市の体育館なんかも懇話会の人たちにも見に行ってくださいましたけれども、やはりそういった一つの体育館の使い方というものも、かなり市民性のある体育館であったし、今後ともそういったような他市の使い方というものも大いに参考にしながら利用を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 13番。

○13番（安藤 二郎君） これは要望ですけれども、他市の調査をすることも結構ですけれども、大事なことは防府の市民性が一番大事なんです。ですから、防府の市民性に照らして、いかにしたら体育館は利用できるかということを検討していただきたいんです。

その中で要望ですが、例えば小学校、中学校に対して体育館を必ず月に2回は開放する。どこの小学校が使いますよ、中学校が使いますよと。体育館を利用するために月に2回、3回は学校が利用する。そしてまた、防府市には地区が約15地区ありますが、15地区で各地区、月に1回、必ず体育館を利用すると。月2回でもいいです。体育館を利用する。そういう計画を各地区で立ててくれと。そういうふうな利用の仕方をしたらどうかというふうなことの提案もできるのではないかと。

そういう意味での体育館の活用ということを考えているかという質問でございまして、もう少し総合的にですね、エアコンがどうのこうのの問題じゃないわけです。体育館とは何か、その辺のところをきちっとした理念を持ってこの計画を立てていただきたいということを要望しまして終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、安藤議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、19番、伊藤議員。

〔19番 伊藤 央君 登壇〕

○19番（伊藤 央君） おはようございます。会派息吹、伊藤央でございます。通告に従い、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

先月、地方分権改革推進山口県大会というのが開催され、私も参加をさせていただきました。大会では、1、真の地方分権改革を実現するため、地方分権改革推進法を早期に制定し、国から地方への権限移譲、国による関与の見直しや二重行政の解消、地方の自由度の拡大を図ること。なお、地方の安定的な財政運営に支障を来すことのないよう地方交付税の総額を確保すること。2、地方分権改革を進めるに当たっては、これからの分権型社会のあるべき姿を見据えつつ、国と地方が共通認識のもと双方の分担すべき役割を明確にすること。3、国と地方が対等な立場で協議を行う地方行財政会議（仮称）を設置するなど、地方分権改革の具現化や地方にかかわる事項についての国の政策立案等に地方の意見

を的確に反映する仕組みを早期に構築することなどを求める真の地方分権改革の推進に関する決議がなされました。

地方分権改革は、明治維新、戦後改革に次ぐ第3の改革とも言われております。地方自治を民主主義の原点と位置づけ、住民に身近な行政は身近な自治体において処理することが望ましいという考え方が基本となっております。

平成7年、地方分権推進法が制定されて以来、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法の施行や三位一体改革の推進、本年10月には地方分権改革推進法案が国会に上程されるなど、時代は地方分権推進に向け着々と進んでいるかに見えます。しかし、実のところその動きは非常に遅く、既得権益をかたくなに守ろうとする中央省庁の厚い壁に阻まれ、税源や権限の移譲など遅々として進んでおらない状況であります。

一方、談合や偽計入札妨害罪で全国の警察本部がことし検挙した事件は6日現在で38件に上り、17件であった昨年の2.2倍に急増しておるそうです。うち首長は6件、5人に上り、県知事をはじめとした首長の不祥事が連日のように報道をされております。これらの事件は地方分権推進に水を差すものであり、同じく連日のようにメディアで取り上げられている財政破綻した北海道夕張市のように、地方自治体の財政面の不安も手伝い、本当に地方分権を進めて大丈夫なのかという声も広がり始めております。

しかし、権限や財源、人材や情報を中央に過度に集中させた、すなわち中央集権型行政システムの制度疲労というものが指摘されている中、地方分権型システムへの移行は地方自治体の自立的な地域づくりに必要不可欠なものであることは言うまでもなく、我が市としてもこれを推進していくため一層の努力が求められるところであります。

さて、地方分権が進み、多くの権限が自治体に移譲されることになると、それらの権限を扱うために自治体職員の能力の向上、また専門知識などが求められることになります。そのためには職員の研修というものが非常に重要になってくると考えるわけですが、現在、防府市の職員研修はどのようなものが行われているのでしょうか。教えてください。

また、民間企業等では、社員の資質向上などの目的から、採用後一定期間を経過した者に専門的な知識を習得させるために、例えば大学、大学院、また研究所等で一、二年の期間の研修などを実施しているところもございます。我が市でも、政策立案能力を高めるための研修、法務能力を高めるための研修など、職員の能力や資質の向上、また専門的な知識を習得するために、このような中間研修制度、ミッドターム・キャリアを取り入れるべきではないでしょうか。地域分権時代に対応し、市民のニーズにこたえた防府らしいまちづくりを行うためにも、こういった制度が必要だと考えますが、執行部の御所見をお聞か

してください。

続いて、2点目の質問です。

先日、市内のある司法書士の方から、山口地方法務局防府支局が廃止され、山口本局に統合されるという動きがあるということをお聞きいたしました。事実、防府支局以外にも行政改革の一環として多くの登記所等が廃止、統合の対象となっております。昨年、廃止統合の話が持ち上がった福岡法務局大牟田出張所についても、住民が猛反発し、大規模な署名運動が展開をされております。もし防府支局の統廃合が本当の話であれば、今後は市民は山口市まで行かねばならないことになり、これは住民サービスの低下であり、市民の利便性という面において大変なマイナスとなるわけではありますが、事実こういう話があるのでしょうか、お聞かせください。

以上、大きく2点ほどお尋ねいたします。執行部におかれましては、簡潔明瞭、また誠実な御答弁をよろしくお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 19番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、職員の研修についての御質問にお答えいたします。

近年、三位一体の改革に象徴されますように、急速に地方分権が進展し、地方自治体には、みずからのまちのみずからがつくることが強く求められております。このような状況のもと、定員適正化計画に基づき少数精鋭の組織へと移行する中で、職員においては一人ひとりが意欲を持って職務に取り組むことはもとより、市民サービスの担い手としての心構えや効率・効果的な行政運営を行う経営感覚を身につけるなど、より一層の資質の向上が求められております。

このため、本市におきましては、職員個々の能力向上や時代の変化に対応できる人材の育成を目指し、平成14年度に防府市人材育成基本方針を策定し、これに基づき職員研修を実施いたしております。具体的な職員研修内容につきましては、職場外研修、職場研修、自己啓発研修の3つに大別し、毎年、防府市職員研修運営協議会において研修計画を策定し、計画的に職員が職務遂行上必要とされる能力、新たな課題への対応に必要とされる能力の向上に取り組んでおります。

まず、職場外研修でございますが、職務・職責に求められます知識、能力を身につけるための階層別研修、職員としての基本的な心構えや職務遂行の基礎的な能力を向上させるための課題研修、さらに、職務上の専門知識及び技能を身につけるため、山口県人づくり財団等の研修専門施設に職員を派遣する、いわゆる派遣研修を実施しております。

職場研修につきましては、上司や先輩職員からの指導、助言が大きな効果を発揮することから、各職場における実務、技能、接遇、研修等の実施のための職場研修マニュアルを配付し、職場研修の充実を図り、職員のスキルアップに努めております。

自己啓発研修につきましては、職員がみずからの学習意欲を持って研さんに努めることにより、資質の向上や能力の開発を図ることを目的に、通信教育講座、先進地視察研修等を実施いたしております。

次に、ミッドターム・キャリアを取り入れるべきではないかという御質問についてでございますが、この制度は、国内外の大学等に1年を超える長期間の派遣研修により職員としての資質の向上を図るものと理解しております。現在、本市における長期研修は、昭和54年度から実施しております山口県の各部署での研修に延べ34人派遣しておりますし、立川市にございます自治大学校にも延べ29人派遣いたしております。また、2週間程度の派遣研修として、千葉市にございます市町村職員中央研修所や津市にございます市町村国際文化研究所、小平市にございます全国建設研修センターなどに職員を派遣し、職員としての資質の向上を図っておるところでございます。

専門的知識習得のための派遣研修は、人材育成の一つとして大変効果的なものと考えておりますので、引き続き実施してまいりますが、派遣期間が長期にわたるミッドターム・キャリアの導入につきましては、今後の課題の一つとさせていただきたいと思っております。

次に、法務局支局の統廃合についての御質問でございますが、この件につきましては、山口地方法務局長から面会のお申し出がありまして、去る10月26日にお会いした際に、国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画に基づき、法務局、地方法務局の支局、出張所の統廃合の取り組みについての説明がありました。その説明の中で、支局、出張所の統廃合の基準についての説明があり、防府支局を廃止し、山口本局との統合についても検討をされている旨のお話はございました。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） ミッドターム・キャリアについては今後の課題とするというお答えでございましたけれども、現在の研修の状況をお聞きしたところによると、やはり政策立案能力を高めるようなタイプの研修、しかも長期間にわたり行っていくような研修というものがやっぱり不足しているように感じました。課題とするというのがどの程度の意欲をあらわすものなのかちょっとよくわかりませんが、しっかりと地方分権時代というのを市長の口からも今おっしゃいましたように、目前に迫っておりますので、政策形成能力というものをじっくりと養成し、プロを目指すというかプロづくりを目指す研修、先ほ

と言われたような国内外の大学への留学とかシンクタンク等への派遣等を含めて、早めに考えていただきたい、取り入れていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

少数精鋭主義ということをおっしゃいましたけれども、今後、職員の数をやっぱりどんどん減らしていくということですから、当然、防府市として組織余力というものが減っていくことになります。壇上でも申したとおり、今後地方分権の進展とともに権限が移譲されてくる、そうすると、市職員の扱う仕事量は増えるということになります。また、市民の多様化するニーズということもおっしゃいました。こういったことにもこたえていかなければならない。ということは、職員の専門性というものも高めていかなければならない。こういうことが求められるわけですが、これは組織余力というものなしで行う、なし遂げるということは大変困難であるかと思えますけれども、市としては人材を減らしていく、これは少数精鋭というふうにおっしゃいましたけれども、職員を減らしていく中、組織余力というものが減っていく中で、こういったものに実際に対応していけるというふうに現在お考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 私の方からお答えをいたします。

確かに今、行政改革の一環あるいは国の改革等によりまして、職員の数を今減らしてスリムな自治体を目指しているという現状でございます。おっしゃいますように、人数が減ってきますと、当然一人当たりのかかる負荷は当然上がってくるわけでございます。しかしながら、現実問題として日々の仕事には当然それは反映していかなければならないということで、言いかえれば職員の資質は当然向上し、あらゆることに対応できる職員が育たなければ、いわゆる市民に対しての市民サービスの満足がかなえてもらえないということの現状がございます。

そうした中で、私どもは研修につきましては、少ない人数であります、それを何とかやりくりして、最低限、今の研修制度は維持をしたいというふうに考えておりますし、どうしても研修に出しますと、その間は他の職員がかわってそれに対応するという現実的な業務もございますので、その辺も全部含めまして、トータルで、派遣期間を含めて、派遣内容はもちろんですが、そういったことも総合的に考えた中で研修をし、市民に的確に対応できる職員の養成をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、ミッドターム・キャリアですか、この件につきましては今県内では宇部市がたしか採用しているというふうに聞いておりますが、その辺も含めまして、宇部市さんの実績なりあるいはその派遣方法、あるいは派遣内容等もございまして、それは先ほど市

長が御答弁申し上げましたように、今後、より一歩踏み込んで研究はしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） 今の研修制度は維持したいということですので、余り期待はできないのかなというふうに、ちょっと残念に思っておりますけれども、質の高い職員というのは、言うまでもなく市の財産になります。職員の質というものを高めていくための投資、研修等にかかる費用でしょうが、これは今後のまちづくりにおいて必ず役に立つことだと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

先ほどちょっと壇上で触れました夕張市でございますが、先日、市職員労働組合が行ったアンケートによると、何と85%の職員が早期退職を検討しているということだそうです。もし仮にこう回答した全員が退職すると、一般職は現在の4分の1に減少し、行政運営に困難を来しかねないという状況だそうです。これはまるで沈み行く船から逃げ出すネズミのようであります。しかし、自治体職員というのはネズミであってはなりません。客船の乗客ではなく、船を進めていく乗組員でなければならないはずです。沈みそうになった船から、乗客より先に乗組員が逃げ出すというようなことがあってはなりません。乗組員は最後まで乗客のために仕事を続けなければなりません。そのように優秀で仕事を愛し、また仕事に誇りを持った乗組員というものを育てていかなければならないというふうに考えています。

行財政改革、結構なことでございます。しかし、倏約することだけが行財政改革ではないはずです。財政をよくするために人件費を削るとか、例えば研修に要する費用を削るといのは、これは簡単に思いつくことではありますけれども、私はこれは最終的な手段ではないかと思うわけです。どんな組織であれ、優秀な人材をなくして事をなし遂げるということとはできないはずです。未来のために投資することを惜しめば、例えば目先の5年ぐらい財政はよくなるかもしれませんが、必ず20年後、30年後、じわじわと、そして確実に、そのツケは回ってくるはずです。

市が扱う仕事の量が増えるというのに職員は減らす、それは市民サービスの低下を招きかねない。そうならないためには、例えば合併による行政効率の向上、そして、先ほど申しましたように個々の職員の資質、能力の向上、専門性の向上というものが求められるわけですが、前者の合併による行政効率のアップという道は当面放棄したという現状で、今回私が提案いたしましたミッドターム・キャリアに限らず、ぜひ人材の育成というものにさらに力を入れていただくようお願いして、1点目の質問は終わらせていただきます。

2点目、法務局支局の統廃合についてでございますが、10月26日に面会をされたと、統廃合について検討をしているというお話があったということでございますが、市長としては、そのときどのように対応されたのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども申し上げましたように、面談の要請がありましたので、何の御用かなと思いながらお会いをしたわけでありまして、その折に突然そういう内容のお話を、踏み込んでいろいろな事例なども挙げられながらお話がありましたので、お聞きをし、大変遺憾なことですねという私の感想は述べておりますが、それ以上の協議とか協議会とかというような形の席では全くございませんので、現段階はそういう状況ではなからうかと、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） このことは、10年くらい前から各登記所等の統廃合という話が持ち上がっておりまして、つい最近まで防府支局というのは統廃合対象ということに入ってなかったようでございます。ここに来て急に話が浮上したという理由について、何か御説明がありましたでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 特段そういう踏み込んだお話はございません。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） 適正配置という名のもとに、この登記所、出張所等の統廃合が行われておるわけですが、この適正配置の基準というものが示されておりまして、私が持っている資料によると、1年間の登記申請事件数が1万5,000件に達しないもの。それから、登記所の管轄区域内の主要な市町村の中心的地域から事務受け入れ庁までの公共交通機関または自家用自動車による通常の片道所要時間がおおむね30分以内であるものということが、2つの条件が基準があるそうであります。

防府の支局の扱う事件数というのが1万5,000に少し達していないということをちょっとお聞きしましたが、この場合、統廃合ということは山口本局ということになるわけですが、防府市の中でも場所によっては30分以内で公共交通機関で行けない、または自家用自動車でも行けないという地区があるかと思えます。このことについて、何か反論というか、おかしいんじゃないかということを先方におっしゃいましたか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども申し上げましたように、まことに遺憾なことですねという話と、またいずれ御協議の場もあることであろうというような私の、会話でございま

すから、そういう話をいたしました。

なお、敷衍いたしますが、それぞれの法務局を必要としておられる業務をされておられる方々からは、一に大変困ったことだと、市の機関である程度代弁できるようなことも考えてもいただきたいし、しかるべきことを考えていきましょうねと、こんなようなお話もございましたので、それにはいつでもそういうお話は承らせていただきますのでと、こういう御回答を私はいたしております。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） 今から聞こうと思っていたことを先におっしゃっていただいて、ありがとうございます。要は現在、防府支局で行われておる業務の一部を庁内で、市庁舎の中でできるように、もし統廃合が現実のものとなったらするという、そういうふうに努力するということと理解してよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） そこまで踏み込んで解釈をされない方がいいと思います。まだ詳しい仕事内容、あるいは市役所としてどの部署がどの程度のことが対応できるのか、あるいは他の似たような地域がどのような対応をしてこられているのか、その推移はどうかとか、移転がすぐすぐ起こるわけでもないと思いますし、あしたの日になくなるわけではないわけですから、いろんな角度からいろんな御意見を集約して対応をしていくところではないかと、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） 先ほど述べました大牟田市の例では、市長も廃止に反対の意を表明されました。先ほど困ったことだというふうにおっしゃいましたけれども、今おっしゃった対応という中に、例えば市として国に対して要望するということも考えておられるわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 必要に応じて対応してまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） 不必要なことというのがあると考えられるのがちょっと不思議であります。

市長は、さきの市長選挙において、小さくてもきらりと光る防府市をつくるとおっしゃいました。しかし、現実にはそのころの新聞の報道にもございましたけども、3年間で20社ほどの営業所や出張所等が山口小郡地区に移転をしたそうであります。以前、同僚議員も質問で取り上げられた年金相談センターの存廃の問題、そして今回の法務局支局の

統廃合はじめ、またほかにも県の出先機関等が次々と統廃合というか撤退するというようなうわさも聞いております。これは住民サービスの低下につながることであり、利便性が低くなるということは、例えば人口の流出ということにもつながりかねないというふうに危惧するわけであります。

市長は、合併しなくても周辺自治体に負けない防府市をつくるということもおっしゃっておられたと記憶しておりますけれども、人口の増減というのは自治体の元気度をはかる一つの判断材料になるかと思います。こういった民間企業の営業所、出張所等が出て行く、また国・県の公的出先機関が廃止されるというような案が次々と持ち上がる中で、我が市として利便性を損なわないように、またそれによる人口減、こういうことを招かないようにという対応というのはされておられますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ですから、合併しないでしっかりとやっていくと。これがもし、議員がどういう角度から今の御質問をされているのか大体推測はつきますけれども、この防府市がさらに劣悪な状態になっていかなないようにしていくためには、市役所がここあって、市民の最大のサービス機関である市役所がきちっとその職務を市民のためにしていくと。合併をしてしまえばそれさえ危うくなる。あるいは市名さえなくなる。そういうなくなる、なくなるの負の連鎖の中に入らないために、我が防府市は敢然と市民が単独市政を御決断されたと。したがって我々は、ということは私もしかり、議員の諸公もしかりです。総力を挙げて防府市の反映と発展のために全力を尽くしていくことが我々の責務であると、このことを私は感じております。

○議長（行重 延昭君） 19番。

○19番（伊藤 央君） もしそうであれば、今回のこの法務局支局の統廃合の件についても、どうも先ほどからの御答弁がのんきなふうに私は感じられるわけですが、必要があればやるとかそういうことじゃなくて、これは目の前に来ておることですので、一つ一つこういったことについて、例えば国に要望する必要があるとする、市長として意見を、意思を表明しなければならぬことがあれば反対の意思を表明するということをスピーディーに対応していただきたいというふうに思います。

少子高齢化社会と言われる中で、実際に出生率とか人口が増加している自治体というのがあります。企業誘致に成功している自治体もございます。一方、我が市では、先ほど述べたとおり、営業所、出張所が市外へ流出する。また公的出先機関廃止案の検討が続く。防府を守れと声高に叫ばれた割には、本当に守られているのかどうか、大変不安になるわけであります。防府市という名前、名称だけが残っても、こういったことがどんどん続い

ていくのであれば、真の意味で防府を守ることにはなっていないと私は感じております。守るだけでなく、さらに今度は元気にするような画期的な施策も打ち出していかなければならないし、市のリーダーとして、こういったことが起こったときにはスピーディーに、また効果的な対応をしていただかなくてはならないというふうに感じております。小さくてもきらりと光るまちが本当にできるなら、これ、もちろん悪いことではありませんけれども、実現に向けて具体的な施策とか、例えば目に見える成果というものを上げていただきたいということを心から望みます。

これで私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、１９番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、１２番、木村議員。

〔１２番 木村 一彦君 登壇〕

○１２番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。風邪を引いておりまして、ちょっとお聞き苦しいかと思いますが、御容赦お願いします。

通告に従って質問いたしますので、簡潔で誠意ある御答弁をお願いいたします。

最初に、いじめ問題について質問いたします。

いじめによる子どもの自殺が相次いでおります。実に痛ましいことであり、あってはならないことであります。子どもが学校に行っている間が不安だ。ただいまという声を聞くまで落ちつかないというのが多くの保護者の実感ではないでしょうか。我が子が学校でいじめられているのではないか、はたまたいじめる側に回っているのではないかと、だれもが不安に思っております。子どもの殺害事件などの頻発に加えて、こうした事態が日本の子どもたちを未曾有の危機に追い込んでおります。まさに私たち大人が試されているときであり、日本社会全体が総力を挙げて一刻も早く解決しなければならない緊急の課題であります。

文部科学省は１０月１９日、全国の教育委員会の担当者を集めて会議を開き、「いじめの問題への取り組みの徹底について」という初等中等教育局長の通知を全国の都道府県教育長や知事に出しております。そこでは、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。このことを十分認識するとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する必要があること。いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべき」としております。

しかし、これまでは、いじめがあってもそれを隠す傾向が全国的には強くありました。いじめが原因で自殺しても、教育委員会や学校がそれをなかなか認めようとせず、世論の

批判と怒りを買う事態がしばしば見受けられてきたことは御承知のとおりであります。

文部科学省の全国調査で、いじめによる自殺の件数が１９９９年以降、今日まで７年間ゼロとなっており、これに対しては伊吹文部科学大臣も、余りに実態離れしていると認めたことは皆さんも御承知のとおりであります。

ある県の教育委員会は、いじめ根絶というかけ声のもと市町村教育委員会に指導を強めた結果、県内の公立小・中学校におけるいじめの件数は年々急速に減り、最近、中学２年の女子生徒が自殺したある市の件数は、昨年度ゼロ件となっておりました。

こうしたことが起きる背景には、文部科学省が進める学校評価制度、教職員評価制度等、数値目標の問題があると指摘されております。ある市では、学校が教育委員会に提出する学校評価資料に、年度当初の目標をいじめ発生件数はゼロとしないと教育委員会が受け取らないということまでやられておったそうであります。つまり、すべてが数値ではかれ、発生件数の多い少ないで学校や校長、教員の評価が決められるシステムが、事実を覆い隠す大きな役割を果たしたと言えると思います。

政府と与党が今、最重要法案の一つとして成立を急いでおります教育基本法改正案では、国が教育振興基本計画をつくり、それを全国の学校に義務づけることになっておりますけれども、中央教育審議会が２００３年３月に発表したそのひな形では、数値目標がずらっと並んでおり、いじめについても５年間で半減という数値目標が掲げてあるだけであります。このようなことで問題が解決するはずがないことは、だれの目にも明らかではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

第１に、本市におけるいじめの実態はどうなっているでしょうか。各年度における発生件数とその傾向、それにどう対応し、どういう結果を得たか。問題点や反省すべき点は何かなどをできるだけ率直に明らかにしていただきたいと思います。また、それはどのような方法で把握された結果なのか。さきに述べたように、各学校や教育委員会が評価との関連で、いわば自主的に抑制したことはないのかも、あわせて述べていただきたいと思います。

第２に、市教育委員会は現在いじめに対してどのような対処方針と指導計画を持っておられるのか、その主なポイントを述べていただきたいと思います。また、さきに述べた文部科学省初等中等教育局長の通知では、いじめ問題への取り組みについての総点検項目のうち学校体制についてというところで、１、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。２、いじめの対応や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員

間の共通理解を図っているか。３、いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。４、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。この４点をチェックポイントとして挙げておりますけれども、これの市内各学校への徹底はどのように行われ、またその結果、どのように改善されていると認識しておられますか。学校間で格差は生じていないでしょうか。お答え願いたいと思います。

ところで、いじめ問題への対応は、常に子ども達と緊密な関係を保ち、密接に向き合う中で子どもたちが発するシグナルを敏感にキャッチし、早期発見に努めると同時に、いざ発覚した場合にはいじめの４層構造、すなわちいじめの側、いじめられる子、周りではやし立てる者、見て見ぬふりをする者、この４層構造に対応したきめ細かな対策や、再発防止に向けた取り組みを緻密に進めるなど、大変な努力とエネルギーを教職員に要求することになります。教職員一人ひとり及び全体としての教師集団の一層の力量と資質の向上が求められるわけですが、そのためには教職員の体制強化と多忙化の解消がどうしても必要だと考えます。

そこで第３に、今、中学校だけに配置されているスクールカウンセラーを小学校へも配置すること。学校支援員を量、質両面で強化して、正教員の負担を軽減すること。さらに、教員の増員と少人数学級を実現して、一人ひとりに細かく目が行き届くようにすることなどが当面、最低限の対策として必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

さて、今論議されていることは、緊急の差し迫った課題にどう対処するかという、いわば対症療法的な対策に過ぎません。いじめは、日本社会のひずみや病根とも深くかかわった奥の深い問題です。したがって、今、私たち大人の責任として、それが起こってくる根本原因と解決への方策が明らかにされなければならないと思います。

そこで第４に、市教育委員会としては、いじめ問題の根本原因はどこにあり、どのように解決していくべきとお考えになっているのか、御所見をお聞かせ願いたいと思います。

次に、安全で安心な市民生活の確保、とりわけ交通安全対策と市自身の取り組みについて質問いたします。

市は、第三次総合計画後期計画におきまして、元気に住める環境づくりで安全で安心な市民生活の確保を掲げ、交通安全、防犯対策に力を入れるとしておられます。交通安全対策では、交通安全思想の普及徹底、交通安全教育の強化、交通安全施設の整備を３本柱とした交通事故防止対策をさらに充実していくとしております。こうした施策の推進に当たって、市自身がその先頭に立たなければならないことは言うまでもありません。

そこでお尋ねいたします。

市内部では、交通安全対策にどのように取り組んでおられるでしょうか。また、交通安全対策を進める上で、市の保有する車両の安全対策は極めて重要でありますけれども、その現状はどうでしょうか。特に、市民生活に直接かかわりがあるクリーンセンターの車両は大変古いものが多く、故障も多いと聞きます。この実態はどうなっているのでしょうか。最低限のものは買いかえる必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、そもそもクリーンセンターの車両の更新について、財政当局はどのような方針で臨んでおられるのか、起債との関係はどうなっているのかもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 12番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、庁内の交通安全対策と取り組みについての御質問にお答えをいたします。

最初に、職員の交通安全研修等についてでございますが、事業所として配置しております安全運転管理者や副安全運転管理者に対する指定講習の受講はもとより、その他の職員につきましては、防府警察署に講師をお願いして、毎年、交通安全研修を実施しております。

次に、安全運転対策等の通知についてでございますが、職員に対しましてさまざまな機会をとらえて、市職員は全体の奉仕者である公務員として市民に範を示すべきものであり、不注意等により市民に迷惑をかけることのないように、公務員としての自覚と安全運転意識を強く常に持つように、口頭あるいは文書で通知しております。

また、平素より所属長や安全運転管理者、副安全運転管理者が指導、注意をし、交通事故の防止と安全運転の励行についての意識喚起を促しております。

次に、公用車の整備状況についてでございますが、公用車をその日最初に運転する者が公用車日常点検表に基づき運行前点検を実施して、安全確認等をした上で運転をすることにしております。なお、点検の結果、異状が認められた場合は、整備管理者に報告をし、修理等の対応をしておりますし、車両係で毎月エンジン等の点検を実施するなど、整備不良等が原因での事故につながらないよう、常に公用車の安全性の確保に努めているところでございます。

次に、クリーンセンターの車両についてでございますが、クリーンセンターの車両、特にごみの収集に使用しております塵芥処理車におきましては、御指摘のとおり、購入後か

なり年数が経過しているものがございます。

具体的に申しますと、現在保有しております塵芥処理車は総数 24 台であります。購入の古い順で申しますと、平成 6 年が 1 台、7 年が 2 台、8 年が 3 台と続いておりまして、最も新しいもので平成 12 年購入の 6 台でございます。これらの車両につきましては、使用できる限りは使用したいと考えておりますので、毎年、車検、6 カ月点検等の法定点検はもちろんのこと、整備のための専門職員も配置して毎日の整備点検も適正に行っております。ただし、これにも限度というものがありますので、市民生活の安全、従事職員の安全、そして、塵芥処理車としての機能上の可否、さらには、現在進めております行政改革の中で来年度より可燃ごみ収集の一部を民間委託する予定としておりますので、これらを総合的に勘案しまして、更新しなければならない時期が参りましたら更新したいと存じております。

また、塵芥処理車を購入する場合、起債を 75 % 充当することができますが、これらの財源も市民の皆様から託された貴重な財源により賄われておりますので、更新するにしても慎重にその時期を判断してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

○議長（行重 延昭君） 12 番。

○12 番（木村 一彦君） 市長が言われたように、交通安全の推進に当たっては市の職員自身が率先垂範しなければならない。それは人的にも、また設備的、車両などの設備も含めて率先垂範しなければならないということであります。

先ほど、本庁で使っているような一般車両も随分古いものが多いんですが、特に日々市民生活に直結して動いているクリーンセンターの車両について、事が重大だと思うので、さらに質問をしたいと思います。

私の調べたところによりますと、現在予備車も含めて、クリーンセンターには 38 台の車両があるようです。そのうち平成 6 年初年度登録、今から 12 年前の登録が 2 台、うち 1 台は、先ほど市長が言われたように現役でごみ収集に動いております。平成 7 年初度登録が 3 台、これはもちろん予備車も含んでおります。平成 8 年初度登録が 5 台、うち 2 台が生ごみ収集で実働して現役で動いております。平成 9 年初度登録は 5 台、うち 2 台が生ごみの収集で現役で動いております。平成 10 年初度登録が 9 台、うち 4 台が生ごみの収集で現役で動いております。平成 11 年初度登録が 6 台、うち 2 台は生ごみの収集で現役で動いております。平成 12 年初度登録は 8 台、うち 6 台は、先ほど市長も言われたように生ごみ収集で現役で実働していると、こういう状況です。だから、一番新しいものでも平成 12 年ですね。今から 6 年前の初度登録です。

これはちょっと財務部長にお伺いしたいんですが、車両購入で起債する場合に、車両の耐用年数は何年になっているんでしょうか。何年ということで。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（中村 隆君） 起債は償還年限が決まっておりますけれども、車両に関して、今おっしゃいましたような耐用年数云々というものについては、私ども今そういった記憶はございません。もしもあるようであれば、また後ほどでも御報告させていただきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 12番。

○12番（木村 一彦君） 私が聞いたところでは、以前は大体一般的にも車両の減価償却は5年となっておりまして、市でも大体以前は4年で買いかえていたようであります。最近になって、一番新しいものでも6年前、古いものは12年前と、こういう状況に変わったわけですけど、これはいつごろからこういうふうにかえの方針が変わったんですか。行政改革とのかかわりがあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 以前の購入車両の使用期間と申しますか、それに対する考え方の相違があるかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、以前は購入車両等につきまして、組合との協定によりまして、一定期間を使用いたしましたら車両の更新ということを確認しておいた時期がございます。しかしながら、これは平成13年度からでございますけれども、公用車が、ただ一定の経年を経れば自動的に更新していいのかという、そういった取り扱いが非現実的ではないかということで、今申しましたように平成13年度からこの考え方は撤廃をいたしております。

私ども、やはり大事な車でございます。先ほど市長が答弁申しましたように、やはりふだんから適正な維持管理をやりながら、使える限りは使っていきたいと、このように考えて日々の点検業務をやっておるところでございます。確かに突発的ないわゆる故障というのは、機械物ですから、これはしょうがございませんけれども、私どもの考え方は今申しましたような、できる限り使える間は使っていきたいと、このように考えて対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番。

○12番（木村 一彦君） 平成13年度からというと、ちょうど行革委員会の答申が出た時期とほぼ重なります。だから、恐らく表面的には行革のあれに車両のことは余り載っ

てなかったとは思いますが、そういう抑制が働いたんではないかと推察します。それで、使える限りは使っていくと。確かに儉約していくということは悪いことではありません。しかし、ものには限度というものがあります。

私、この質問をさせてもらった直接のきっかけは、先般、所用がありましてクリーンセンターに行った際に、職員の方々が表に出て数人で、七、八人でしたかね、よいしょ、よいしょと収集車を押しているんですよ。「どうしたんかね、あれは」と聞きましたら、「いや、ああいうことはしょっちゅうあります」と。クラッチがよくつながらなくて、ああいうことになることが多いんですという話で、そりゃ大変じゃないかねというんでいろいろ聞いたところ、いっぱい出てきたんです。全体にこういうの古いですから、１０年以上たっているのがかなり半数近くありますから、全体に、幾ら整備点検して部品を交換してもブレーキがどうしても甘い。運転手の方は非常に神経をすり減らすということが、声としてよく聞かれました。

それから、ごみの多い日は、収集車の巻き込む機能を支える作動油というのがあるらしい。オイルですね、これが余りフル回転すると漏れることが結構多い、こういう話も聞きました。それから、助手席のシートが壊れているんですけれども、これも直さないために傾いてきて、助手席に乗っている人は傾いたまま乗っているから、１人、２人じゃなくて、かなりの人数の人が腰痛になっていると、こういう話も聞いたわけです。

いずれにしろ、１２年もたったような車両がいまだに現役で動いている。それと、さっき話がありました整備専門の人はクリーンセンターには１名しかおりません。その１名の方が整備しているわけですが、どうしてもそういうことは出てきます。ブレーキが甘くなったり、クラッチが甘くなったり、作動油が漏れたり。こういう状況で市民の皆さんのごみ収集に日々当たっているというのは、私はある意味では非常に危険ではないかと、また市民サービスにとってもよろしくないんじゃないかと、市民の人たちに的確なサービスをするという点でも、これはふさわしくないんじゃないかというふうに思います。１２年以降、全然１台も買いかえていないんですから。来年、一部ごみ収集の民間委託するからというお話もありましたが、どうせ委託するなら、もう古いままやっつけてしまえというお考えのようにも受け取れますけれども、ぼろぼろになったのをそのままやっつけてしまえということに受け取られかねませんが、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（中村 隆君） 多分、予算づけの話であろうというふうに思いますので、前段で私の方でお話し申し上げたいというふうに思いますけれども、機械物でございますので、何年たったらというふうな基本的な考え方は持っておらんわけでございます。使え

る限りは使っていこうと、その状況を見ながら予算づけをしていこうというのが現状でございます。ただ、先ほど市長答弁の中からも、塵芥処理車につきましては24台というふうな所有している台数がございすけれども、通常ではそれをフル稼働しておる状況ではない状況があります。予備車として持っておるような車両もかなりその中に含まれておるわけでございます。

議員さん、たまたま出くわされました車がそのどれに当たるのか、私も皆目検討がつかない状況でございますけれど、実質的に今までもどこかの町や市のマークをつけた車が民間に払い下げられて走っておるというふうな状況もございましたし、そういったことも勘案しながら、適切な整備をしながら使える限りは使っていこうというふうに考えておりますし、また、人命ということ、安全ということ、非常に大事なことでございますので、その車の状況をしっかり見ながら予算対応をさせていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの起債でございますけれども、一般廃棄物の関係の起債は交付税措置があるわけでございますが、この起債については全く自前の起債でございますして、すべて市民の皆さんの負担に負うということでございます。つけ加えさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 12番。

○12番（木村 一彦君） 民間の企業でも、常識として車両の耐用年数は5年程度というのが常識だろうと思いますし、特にこういうふうに作業する車ですから、ただ単に移動するためだけの車ではありませんから、より一層そういう点では完全な状況を保つことが必要だと思います。市民に迷惑をかけるということと同時に、やっぱり現場で働いている人たちが日々そういうように不安や不便を感じ、腰痛にまでなるといような状況ですからね、そういう状況の中で本当に市民に対していいサービスができるのかということもありますので、ぜひこれは本当に限度を超えたものは買いかえていただきたいということを要望して、この質問は終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） それではここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

正 午 休 憩

午後 1 時 開 議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

12番、木村議員のいじめ問題についての答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

○教育長（岡田 利雄君） いじめ問題についての御質問にお答えします。

まず、いじめの現状についてお答えします。

いじめの現状については、各学期ごとに実施しております「児童・生徒の生徒指導上の諸問題に関わる調査」において実態把握をしているところでございます。平成17年度の調査では、小学校10件、中学校38件、計48件が報告されております。平成13年度からの推移を見ますと、平成15年度までは減少傾向であったものの、平成16年度からはやや増加の傾向が見られます。平成18年度の1学期末の調査では、小学校1件、中学校5件、計6件の報告を受けております。なお、平成17年度調査におけるいじめの解消率は、小学校100%、中学校84.2%であり、今年度1学期末は小・中学校とも100%の解消率と報告されております。

議員御承知のとおり、この調査はいじめの定義である、1つ、自分より弱い者に対して一方的に、2つ目に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、3点目に、相手が深刻な苦痛を感じているものに基づいて発生件数を報告するものであります。

本市におきましては、平素から学校や保護者等からの相談もあわせて精査を行い、本調査の対象外の事案についても各学校の状況を把握し、未然防止や早期対応、継続指導に努めております。

平成16年度からの増加傾向については、ただ単にいじめが増加したというのではなく、各学校のいじめを見逃さないという意識が高まった結果、報告件数の増加につながったものととらえております。

次に、本年11月に実施しましたいじめ問題への取り組みについての総点検項目調査について御説明申し上げます。

全28項目のうち、学校体制に係る4項目であります校長を中心とした一致協力体制の確立、いじめ形態等の教職員間の共通理解、いじめ問題の学校全体での対応、そして教員の研修の実施については、市内すべての小・中学校において取り組みを行っているとの回答を得ました。

議員が危惧されております学校間での指導の格差については、そのようなことが起こらないように、通知文や校長会並びに生徒指導主任会などを通して指導しているところですが、今後も継続的に指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、いじめ問題に対する対策についてお答えします。

まず、いじめの4層構造と呼ばれる被害者、加害者、周りではやし立てる者、見て見ぬふりをする者、それぞれへの対応について御説明いたします。

まず被害者へは、共感的理解に基づく指導や支援を基盤とし、早期発見により不安を解消すること。被害者自身に、自分ではなくてはならない存在であるという自尊感情を感じさ

せる対応をとるよう各学校に指導しております。また、必要に応じてスクールカウンセラーなどによる心のケアや、保護者と連携した対応や支援を行っているところであります。

加害者へは、再発防止に向けた指導や支援を基盤とし、信頼関係のある教職員による指導を中心として、自己の問題点に気づかせ、真に反省に至るように意図的、計画的な粘り強い指導がなされるよう各学校に指導しております。必要に応じましてはスクールカウンセラーなどによる心のケアや、保護者との連携した対応、支援も行っております。

次に、周りではやし立てる者、見て見ぬふりをする者などの、周囲にいる児童・生徒への対応については、心を育てる指導の充実は申すまでもありませんが、いじめは人間として絶対に許されないことだという教職員の毅然とした姿勢を示し、いじめが発生した場合には学校全体の問題として取り組む体制をつくるよう、各学校に指導しております。今後は、それに加えて、いじめ解消後も教職員の危機意識の維持及び積極的な生徒指導の推進によるいじめの予防についても指導してまいりたいと考えております。

また、いじめをやめさせたり教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させるとともに、平素から児童・生徒が気軽に相談できる人間関係づくりや教育相談体制を一層充実させたり、道徳の時間や人権教育による心の教育を充実させたりするよう、各学校に指導しております。

続いて、スクールカウンセラー、教職員、学校支援員の増員及び資質の向上、1学級における少人数化等のいじめの防止対策について御説明します。

議員御指摘のとおり、いじめの未然防止や早期対応、継続指導においてきめ細かな指導をするためには、人的配置や増員も重要な対応策の一つとして考えております。学校内で教職員以外の者がいじめ等の生徒指導上の諸問題に対応する取り組みとして、本市では山口県警察本部から少年安全サポーターが1名配置されており、学校訪問や校区巡視等で高い成果を上げております。現在、少年安全サポーターの来年度の増員を要望しているところでございます。

また、いじめのサインを見逃さないという意味で、気軽に相談できる人材としてスクールカウンセラーや子どもと親の相談員が市内小・中学校12校に配置されておりますが、未配置校が16校あるため、増員を山口県教育委員会に要望しているところでございます。

さらに、防府市教育委員会では、いじめ相談、学校や家庭への訪問支援等を職務とする、仮称でございますが、「生活・安心相談員」の複数配置を新規事業として検討しているところでございます。

以上のように、いじめ対策の人的配置の増員については、今後も継続して関係部署に要望してまいりたいと考えております。

最後に、いじめの根本原因についてですが、いじめの問題に限らず、これまでは考えられなかった青少年による重大事件などの背景には、都市化や少子化の進展、青少年の社会性や規範意識、道徳心の低下が原因とも指摘されております。また、個人の自由や権利のみが過度に強調されてきた社会的傾向とともに、子どもをめぐる環境が大きく変化し、子どもが人や社会との関係の中で自分を磨く機会が減少していることも大きく関係していると考えております。

すべての子どもにとって、学校は安心・安全で楽しい場所でなければなりません。保護者にとっても、大切な子どもを預ける学校で子どもの心身が守られ、笑顔で子どもが帰宅することが何より重要です。学校ではいじめが起こらないようにすること、いじめが起こった場合には速やかに解消すること、いじめを生む素地をつくらない環境を整えることが重要であると考えます。

そのためには、家庭や地域との連携による対応が重要であることから、関係機関とのさらなる調整を図りながら、今後もいじめ防止及び根絶に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 12番。

○12番（木村 一彦君） それでは、この項の最初に市内における発生件数、今、御答弁ございましたが、御答弁の中にもありましたが、平成13年から平成15年にかけてやや減少傾向であったということは、やはり学校や教育委員会側のある程度の自己規制といえますか、そういうことが働いた結果だというふうにはっきり言ってもいいのでしょうかね。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 自己規制というのは、私自身は学校も、それから行政の方もやっていなかったと思うんですが、先ほど壇上の方からでも御回答申し上げましたが、いじめに対する各学校あるいは行政の緊張感というものが根底にありまして、絶対に許せないということですので、この数のカウントについても、また文部科学省の方のいじめというものの解釈が拡大解釈といいますか、弾力的——将来に大きなトラブルになるような場合とか、あるいは相手の子どもが非常に苦しんでいる場合にはいじめとしてカウントしていくというふうな、方針が変わったこともありまして、このカウントの数字が増したんじゃないかと私は思っております。

○議長（行重 延昭君） 12番。

○12番（木村 一彦君） 防府市の教育委員会としては、必ずしも私は、かつて国がいじめゼロにせよという規制をかけてというか、強い指導をして、数の上で報告を暗に減らすような誘導をしたような、そういう姿勢ではなかったと、防府市の教育委員会はそうい

う姿勢ではなかったというふうに、私は現場の先生等から聞いても、思っております。思っておりますが、やはりまだまだこの件数の中には、先ほど教育長も言われたように、いじめの定義というのがありますが、その定義には当てはまらないけれども、しかし重大な事態に発展する可能性があるものも多々あると思いますので、そういう意味ではもっとさらに注意深く見守っていただきたいというふうに思います。

それから、とにかく早期発見、早期対応が非常に大事だということが言われています。そのためには、壇上でも申しましたが、本当に教職員、校長を中心として教職員の一致団結した体制が非常に大事で、しかも日々子どもたちに注意深く目を注いでおく。子どもたちと本当に信頼関係を築きながら、子どもたちに注意深く目を注いでおくということが必要なんです。それにしても、壇上でも言いましたように、教職員の多忙化というのはすさまじいものがあるようであります。なかなかそういう時間がとれないというのが現場の先生の悩みになっているようであります。

これは文部科学省が、ことし実に40年ぶりに教職員の勤務実態の調査を実施したんですけれども、それによりますと、これは夏休みを挟んでの7月の残業時間を調査しているんですが、夏休み前の7月の残業時間は、休みに入る前の7月で、7月の休み前ですね、この残業時間は、自宅に持ち帰るふろしき残業を含めて小・中学校平均で、平日が2時間43分、休日が3時間13分、夏休みも入れた7月のトータルの残業時間は66時間37分だったと。これはことし文科省が40年ぶりに実施した調査です。

1カ月66時間を超える残業というのは、厚生労働省の通達でも、月45時間をオーバーすると脳や心臓疾患の危険が高まるということで、企業には残業が月45時間を超えないようにという指導をしているんですけれども、それをはるかに超えた残業があるわけなんです。それほど今、教職員は多忙になっているんです。なぜ多忙なのかといいますと、いわば子どもを教育する本来の業務以外のいわゆる雑務、これ非常に多いということが言われております。

まず、子どもの評価に対しても非常に今、事細かになっておりまして、報告事項が非常に多いということが言われております。文部科学省の学習指導要領によりますと、学習に対する関心、意欲、態度、この評価は生徒1人につき1科目で12項目あるというんですね。生徒1人、1科目、12項目。だから、例えば中学校の理科の先生で5クラス持っている、195人のクラスを持っているとすると、それ掛ける12項目、掛ける195ですから、合計2,340項目にもなる。評価の作業がですね。それほど大変な作業が要求されると。

それから、現場の先生に聞きますと、これは市内の現場の先生に聞きましたが、最近文

科省の指導もくるくる変わって、非常に通達やその他が多くて、しかもそれに基づいて報告が求められることが非常に多いということで、そういうものに忙殺されて、残業もしなければいけないし、子どもと向き合う時間が非常に削られるということが言われておりました。

そういう状況の中ですから、どうしても教職員の体制の補強、強化というのは不可欠だと思います。先ほど教育長も言われたように、スクールカウンセラーを小学校に配置するように県に要望すると言われまして、これ現場の先生からも、小学校の先生からも強い要望が出ております。ぜひやっていただきたいと思うんです。特に、現場の先生に言わせますと、学校に教員と子どもという関係以外のいわば第三者といいますか、その第三者的な専門家がいるということは非常に重要だというように言っていました、相談する上でもですね。生徒と先生というのは、信頼関係があるときはいいけれども、一たんそれが崩れると、もうどうしようもない。そっぽを向いてしまう。だから、それと離れた第三者的な専門家、つまりスクールカウンセラーみたいな人ですね、これがいるということは非常に重要だと言っていました、そういう意味でもぜひこれはやってほしいなと思います。

それから、先ほど言われました生活・安心相談員ですか、仮称と言われましたが、これを増員することを検討していると言われましたが、これはどういうものなのか。それから少年安全サポーターというのも、これも増員を要望していると言われましたが、もう少し詳しくお教えいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 2点の御質問でございますが、仮称の生活・安心相談員という、これはまだ実現するかどうか今検討中でございますけれども、今、一生懸命お願いしているんですが。要するに、いじめ専任の指導ということの観点からこの相談員を配置したいんですが、現在、文化福祉会館のところにオアシス教室というのがございます。これは不登校専任指導員でございますが、現在は不登校の専任指導員がちょっとやはりいじめ絡みのこともやっているわけですが、これをもう完全にいじめの専任指導員として位置づけていただいて、それからもう一個、学校教育課の指導主事さん方がもう大変な時間を使って対応しているんですが、この方の専門的な仕事の面から指導ができるようにするためにも、いじめの専任の指導員をつけていただいて、これがこういったいじめ問題に対応していただくと。人材としては教職の経験のあるOBの方とか、あるいは社会人でこれまでこういったいじめとか、あるいは臨床心理士等々の御経験のある方ですね、こういった方々をお願いして、いじめの撲滅に向けて専任の指導をしていただくという格好でお願いしようかなというのが今の構想でございます。

それから、少年安全サポーターは、現在、防府市に配置されている男性の方がいらっしやいますけれども、本当に小まめに学校あるいは市内全体を回っていただいて、今、1名なんですよ。この方の仕事は、どちらかという生徒指導の問題、特に反社会的な行動とか、あるいは今言われておりました生徒指導の問題に絡む面でのかかわりを持っていただくわけですが、この方も、だから生徒の非行問題とか、あるいは生徒指導の一般的な問題等々を中心にしながらも、いじめあるいは不登校にもかかわっていく仕事をしていらっしゃるんで、人にもよるでしょうけれども、防府市のこの方の働きはまことに素晴らしいものがありまして、それぞれの該当の子どもへの対応、それから学校への対応、あるいはいろんな関係機関との連携、特に警察と関連づけるということとか、あるいは地教委を挟んでのいろんな関連づけ、非常に小まめに動いていらっしやいまして、大変に大きな成果を上げていらっしやると私は思っています。

これが少年安全サポーターでございますが、皆、入り組んで絡んでいるんですけれども、もう少し専門的にかかわっていただくようにするためには、やはり人の配置がどうしても欲しいんだということをお願いしているわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 12番。

○12番（木村 一彦君） それから、人的な問題では、壇上で言いました学校支援員ですね。これはかつて私、一般質問で取り上げさせていただきましたが、3カ年の時限立法で雇用創出の事業で設けられたものが、時限立法が切れまして市独自で配置されたわけで、その点は評価しているわけなんです。この方々も、もう少し増やしてほしいというのは現場の先生の声です。と申しますのは、やはり授業中に突然立って外へ出ていったりする子どもがおり、それにとられて学級がお留守になることが時々あると。そういう場合に、きめ細かいそういう支援員さんがきちっとおられれば非常に助かるし、そういうことが積み重なって、やっぱりいじめの発見にもなっていくということなので、それをぜひ増やしてほしいという御要望がございました。これについてはどうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 議会の皆さん方の御理解をいただきまして、年度当初には15名の学校支援員を配置させていただきましたが、時間が経過する中で、どうしてもやはり学級の、特に授業が維持できなくなると。要するに多動であって1人の学級担任では対応できないということで、補正予算を組んでいただきまして、3名ほど増員で、今年度は18名の学校支援員を今つけてもらっています。

今、議員御指摘のように、各学校を回りましても、支援員さんがいらっしやる学級は非常に安定感がありますが、その一歩手前のところはなかなか学級担任の力では対応できな

いので、学校のほかの教員の応援を求めながら対応をしているというのが現状でありまして、これも今から関係の部署にしっかりとお願いしたいんですが、何分厳しい状況でございましょうから、県の方をお願いする世界と、それから市の方をお願いする世界と分けながら対応させていただきたいと思っています。できましたら1名でも多くの学校支援員の方々が学校に配置されまして、子どもたちの学習が保障できるように、安定した学級の中で本来の活動ができますように努力していこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番。

○12番（木村 一彦君） それと、これはちょっとすぐ短期的な解決は難しいと思うんですが、壇上でも申しましたやはり少人数学級の実現ですね、これはぜひいじめ根絶のためにも実現してもらいたい。私も詳しくは知らないんですけども、北欧の方で20人学級なんていうのが普通になっているところでは、いじめとか、ましてやそれを原因にした自殺なんていう問題は起こらないというふうに読んだことがあります。ぜひそういう意味でも少人数学級を実現していただきたいというふうに思います。

それで、最後になるとと思いますが、いじめが起こる根本原因について、先ほど教育長もいろいろ言われました。若干私とも見解が違いますが、やはり今いじめが起こる最大の原因は、子どもたちが非常に強烈なストレスにさらされているということが言われています。いわゆる抑うつ傾向、うつ病となるリスクのある傾向ですね、この率が小・中学校の平均で13%にも上るという調査があります。これは北海道大学の教授のグループの調査です。多くの子どもたちが、何をしても楽しくない。とても悲しい気がする。泣きたいような気がする。生きていても仕方がないと思うなどと心の叫びを訴えていると。こういう抑うつ傾向が何から起こってくるか、それはもちろん社会、家庭、学校といろいろな要因が絡み合っていると思います。

とりわけ、しかしこの中で、先ほど教育長も言われましたように、学校がそういう社会の害悪というか社会のストレスから子どもたちを守る場でなければいけないはずなのに、その学校がさらにストレスを増幅させる場になっているという現状があると思います。それは何かというと、やはり今の教育が競争主義の教育、管理の教育、点数の差ですべて序列がつけられて、勝ち組、負け組というような形になっていく、そういうことにやはり子どもたちが非常に強いストレスを感じて、そのはけ口をいじめという形にもっていくということが、これはいろんな識者の分析の中で出されております。そういう意味では、この学校教育のあり方も、本当に競争オンリー、競争をあおるような教育とか、それから点数や数値ですべてを切っていくと、こういうような教育ではいけないんじゃないかというこ

とが言われております。

特にそれとの関係で今重視しなければいけないのは、先ほど壇上でも言いましたが、今、国会で教育基本法の改正が審議されておりますけれども、この教育基本法の改正とセットになった教育再生プランというのがもしやられれば、この中には全国一斉学力テストの実施とか、それにセットになった学校選択制などが全国に押し広げられると。これはこの再生プランにうたわれているわけです。そうなれば、ますます子どもたちは点数をとるためにしりをたたかれて、ストレスを増幅させることになることは必定ではないかというふうに思うわけです。

そういう意味で、今の教育基本法、個人の価値をたつとぶと、そして一人ひとりの子どもたちがかけがえのない存在であるということ、一人ひとりを人間として大切に育てることが教育の本質であるというふうにうたっている今の教育基本法を守っていくことが大事ではないかと思うんですが、この点について教育長の感想なり所感があれば、ちょっと述べていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。端的にお願いします。

○教育長（岡田 利雄君） 大変な大きな御質問をいただきまして、そう簡単には答えられないんですが。今、審議されている様子を見たときに、昭和22年3月31日に制定されましたこの教育基本法でございます。時の流れの中で、やはり見直しの要る項目もありますが、今、拝見する中では、これは大事な世界が入っているなという面もありますけれども、ちょっとやはり手続上、もう少し時間をかけてやっていただきたいなと思っています。

この教育界の憲法であります教育基本法が変われば、すぐ関連の法令が全部変わっていきます。それに対応することも大変なことなんですけれども、現状の各学校の先生方、あるいは行政にいる我々も、この余りにも激しく変化することに十分に対応ができていないんじゃないかという危惧がありますので、もう少し時間をかけて御検討いただきたいなと思いますが、変わっていかなくてはいけない項目が何項目かありまして、これは私は賛成なんですけれども、手続上、もうちょっと時間をかけていただきたいというのが率直な感想でございます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、12番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

○22番（大村 崇治君） 通告に従いまして質問いたします。誠意ある御回答をお願い

いたします。

去る１１月１６日、アスピラートにおいて、平成１８年度全国自治会連合会防府市制７０周年記念大会が開催されました。大会では、地方分権が進む中、自治会の果たす役割の重要性、未来に誇れる地域社会の創造を目指す大会宣言がされました。本格的な少子高齢化が進み、家族や地域がこれまで自然に有していた機能も衰退し、地方自治体への公共サービスへの期待が大きく変化してまいりました。

戦前の我が国では、就学前の子どもの面倒は家庭で見るのが当たり前でした。今、考えれば、お年寄りと比較にならないほど少なかったし、介護は家庭で行うのが普通でした。また、地域における安全・安心の問題は、みずからの地域で守られておりました。

ところが現在社会においては、男女共同参画社会による保育の充実、高齢者介護保険制度の改正、地域の安全・安心、防犯・防災活動など、警察、消防をはじめ地方自治体への依存型が高まってまいりました。

こうしたことから地方分権が推進され、地方みずから地域経営を進める分権社会の構築が求められており、市民ニーズにきめ細かく対応していくためには市民の市政への積極的な参加が必要であり、まさに地域を支える自治会、町内会等が行政とのパイプ役として果たす役割は重要となってまいります。地域自治会においても、複雑多様化し、さまざまな分野においての負担が増加の一途をたどっております。これらを踏まえ、自治会に対する支援策について３点ほどお尋ねいたします。

まず１点目、全国自治体の中でも市民協働参加によるまちづくりに安心して参加できるよう支援するとともに、地域振興の増進を図ることを目的とした市民協働保険、あるいは市民まちづくりサポーター保険制度を取り入れ、実施要綱などもつくり、参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおられます。我が市においても、県下各市に先駆け、各地域自治体連合会単位で契約する自治会保険に加入されております。地域コミュニティー活動の推進を図ることを目的とし、市はこれに対し１世帯につき５０円の助成金を交付しております。平成１８年度における市内１５地域自治会連合会が保険会社へ支払った額は７１０万５，０００円、３万５，４４５世帯となっており、これに対し市が助成した額は１８１万１，０００円となっております。

先進市の市民活動保険を我が市に置きかえてみますと、まず市が一括加入することによる変動があるものの、１００万円から３００万円で済むことになります。さらに、補償対象となる事項を見てみますと、市または市に準ずる団体が主催、協賛する事業が対象となることから、現在、我が市での生涯学習ボランティア活動、防府おどり、フリーマーケット、市内一斉清掃、体育協会主催スポーツ行事、子ども会行事、各種イベントなど、それ

それが所管する課において傷害保険を掛けているもののほとんどが対象になり、かなりの金額になるものと思われます。

このように一元化することにより、自治会における持ち出しは不要となり、行政側も保険料の一本化が図られ、市民との協働に向けた費用対効果が生じることとなり、これこそが今、取り組んでおります行政、市民を含む真の行政改革ではないでしょうか。御当局の御所見をお伺いいたします。

2点目として、自治会が地区集会所の新築、改築等をした場合における地区公共施設補助金についてお尋ねいたします。

この問題は、過去、先輩議員からもたびたび発言がありましたところでございますが、市民協働参加のまちづくりなどが進む中、活動の拠点、話し合いの場所がないことから、集会所の建設についての悩みが絶えません。特に市街化においては土地の確保が困難であることが言えます。そうした中でも、真剣に建設へ向けた取り組みがされている自治会もございます。

我が市の地区公共施設補助金交付規則によりますと、用地費、造成費、工事雑費は含まず、改修の場合、限度額280万円の4分の1以内、70万円。新築の場合、限度額1,000万円の4分の1以内、250万円となっております。県下の状況を見ますと我が市は9位に位置し、建設費755万円以下ですと最下位になります。補助金限度額で見ますと600万円が2市、580万円が1市、500万円が4市、以下300万円、そして防府市が250万円、既存住宅買い取りを取り入れている市が4市となっております。

我が市においては平成13年度から18年度までに10カ所の集会所が新築されており、その平均を見ますと、建築面積123平米、37坪、建築費約1,400万円、平均単価が平米当たり11万5,000円、坪38万円となっております。

この要綱は平成3年から今日まで改正されていないようでございまして、さきの一般質問において同僚議員が指摘しました既存住宅、すなわち中古住宅買い取りの問題も含め、時代に即した改正をしていただきたい。今後、地区集会所は、高齢化が進む中、地域のコミュニティ施設として重要な役割を果たす施設であろうかと考えます。御当局の御見解をお伺いいたします。

3点目として、自治会が設置し、かつ電気料を負担し維持管理する公共街路灯（防犯灯）電気料補助金についてお尋ねいたします。

近年の児童・生徒の被害事件により、我が市においても自治会、警察署をはじめ青少年育成連絡協議会、老人クラブなどとPTA・保護者による登下校時におけるみまわり隊が発足し、本年9月には犯罪のない安全・安心なまちづくり条例が制定され、地域において

もさまざまな安全対策がとられております。こうした中、公共街路灯の設置要望が年々増加の傾向にあります。

ちなみに平成１６年度が６，８１６灯、平成１７年度が６，９１４灯、平成１８年度が見込みですが７，０１３灯と、年々約１００灯近く増えております。現在、防府市防犯灯電気料助成金交付要綱により防犯灯電気料の３カ月分、約５１０万円を市が助成しております。申すまでもなく、ほとんどの街路灯が県道・市道に立っており、補助基準にもありますとおり、「道路照明を目的とする電灯で終夜点灯するもの」の観点からして、道路の安全対策上、当然道路管理者が負担するべきものと思われれます。

市長は、平成１９年度予算編成に当たり、市民との協働に向けた市民参画の推進等を重点施策とされ、安全、安心、快適なまちづくりを積極的に進めるとされています。地域を支える組織である自治会の果たす役割がいかに重要であるかの認識のもと、きめ細かい支援をされるべきであり、御当局の御所見をお伺いいたします。

次に、都市公園の整備についてお尋ねします。

まず、老朽化に伴う遊具の補充についてです。

現在、市内に２９の都市公園、いわゆる街区公園がございます。いずれも昭和３８年後半から昭和４０年後半に建設されたものです。平成１２年１１月、ある市の公園の揺りかごブランコで９歳の女の子が死亡、別の市でも１２歳の男の子が大けがをする事故が発生したことにより、市内のすべての公園から揺りかご型ブランコが撤去されました。また、平成１５年から１８年にかけて、危険な遊具としてシーソー、ジャングルジムが撤去され、毎年一、二カ所の補充がされても、今日まで街区公園では１６カ所の公園において遊具が補充されないままの状態が続いております。ある公園においては滑り台の支柱が２本外れ、上の台は穴があいている状態でそのまま放置されております。都市公園に定める遊具の設置基準に満たない状態をどのように考えておられるのか。平成１２年から揺りかご型ブランコなど危険遊具が撤去された数と、その後、補充された遊具の数は幾らなのか、そして今後どのように対処されるのか、御当局の御所見をお伺いいたします。

次に、高齢者向け健康遊具の設置についてお尋ねいたします。

国の介護保険制度の改正に伴い、予防介護対策が重要視されています。さきの一般質問でも同僚議員から要望がありましており、全国幾つかの市の公園においても、高齢者向け健康遊具の導入をしております。背伸ばしベンチ、上下ステップなど１０種類からなる健康遊具で、子どもたちも工夫して遊び道具として活用しているそうでございます。このように、子どもたちが安全・安心して遊べると同時に、お年寄りの元気はつらつと集える公園へとの転換が求められていると言えます。今後補充されるに当たり、健康遊具の導入

についてもあわせて御検討いただけたらいかがでしょうか。御当局の御所見をお伺いいたし、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 22番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、自治会に対する支援策の見直しについての御質問にお答えいたします。

私は、現在、地方分権が急速に進み、本格的な少子高齢化社会が到来しつつある今日、住民本位の行政サービスを実現するには市民の市政への積極的参加により、市民と行政、地域と行政が連携し協働していくことが必要不可欠と考えております。そうした中、自治会の皆様には、日ごろから防犯・防災活動をはじめ安全・安心の地域づくりや地域福祉の向上のために御尽力いただいていることに深く敬意を表するものであります。

まず、1点目の自治会保険のあり方についての御質問にお答えいたします。

自治会保険につきましては、地域自治会連合会に対し、地域コミュニティ活動の推進を図る目的として昭和59年度より自治会保険加入助成金交付制度を施行し、自治会または連合会等で行事活動中に発生した災害に対し、連合会単位で契約する災害補償保険の保険料の一部として1世帯につき50円の補助を行っております。現在、市内15地域の活動については、多種多様化しており、保険加入にはそれぞれ地域差もありますが、現在のところは地域の考えによる地域の実情に合わせた保険加入が適しているのではないかと考えられます。

しかしながら、市民と行政のパートナーシップによる市民の参画と協働による市政を推進していく中で、今後は現在の自治会活動を対象とした災害補償保険だけではなく、すべての市民の皆様が安心して地域づくりに参加できるような、いわゆる自治会活動と市民活動を一本化した総合的な災害補償保険の加入についても、先進市の状況を参考にしながら、契約額、補償内容等の条件を研究するとともに、関係機関、防府市自治会連合会と協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地区集会所の新築、改修等に対する補助金、3点目の公共街路灯（防犯灯）の電気料についての質問にお答えいたします。

地区公共施設補助金制度につきましては、防府市地区公共施設補助金交付規則により、平成3年以降は新築につきましては事業費の4分の1以内の250万円の限度額とし、改造等の場合は事業費の4分の1以内の限度額70万円として補助を行っております。議員御指摘のとおりでございます。

また、防犯灯の電気料助成制度については、防府市防犯灯電気料助成金交付要綱により、

平成１５年度以降は３カ月分の電気料を助成しており、これは県内では本市を含め３市のみが行っている制度となっております。

自治会に対する補助金は、県内他市の制度と比較してみれば、それぞれ劣っているもの、まさっているものもありますが、現在、本市の自治会に対する補助金を総合的に見れば、そのほかにも独自の補助制度もあり、他市と比較しても決して遜色のないものでございます。

したがいまして、地区公共施設補助金及び防犯灯電気料助成交付金の見直しにつきましては、市の限られた財源の中で地域の要望等を考慮し、自治会への補助金の全体の中で防府市自治会連合会とも協議し、見直しを検討してまいりたいと存じます。なお、平成１９年度からは規則を改正し、買い取りの場合についても補助の対象とすることにしております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） ２２番。

○２２番（大村 崇治君） まず、１点目の自治会保険につきましては、前向きに検討されるという御答弁だったと認識いたしております。できれば新年度予算にできるだけ間に合うように御検討いただきたいと要望しておきます。

２点目の地区集会所の件ですが、電灯料も含めて総合的に申しますと、全体の中でいろいろ検討したいとおっしゃいますけれども、この地区集会施設につきましては、市長もお答えされましたように、平成３年から今日まで置き去りにされておると言っても過言でないわけです。これも現在の経済情勢からすれば、壇上でも申しましたように、例えば平成１５年から１８年の平均の建築の状態を見ましても、大体坪４０万円で４０坪ぐらいが大体の平均だろうと思うんです。そうしたとき、まず今どき１，０００万円という限度額が果たして実勢に合っておるのかどうかと。いわゆる４０万円の４０坪としたら端的には１，６００万円でございますから。それから既存住宅、中古住宅のいわゆる取り入れにつきましては盛り込んでいくと言われますけど、肝心の、やはり金額補助が一番大切なわけでございます。

壇上でも言いましたように、現状で言いますと７５０万円以下のいわゆる新築、改修等につきましては４分の１ですから、これは全く一つのマジックですよ。一番最下位にどうしてもなるわけですから、そこを言うておるわけで、特に今、町の中、今の住宅情勢からしても、あちこちにその地域に空き家といいますか、中古住宅が点在していると思うんです。そういうものを地区の自治会の集会所として使おうとされる地域はあると思うんです。それがまさに同僚議員がさきの本会議一般質問で言われたことだろうと思うんです。

けれども、逆に言ったら、まさにそのあたりの価格というものをしっかり助成していくのが温かい制度じゃないかと私は思うんです。

それとあわせて、電灯料のことですけれども、おっしゃるように県下の3市か何市かとか言われましたけど、それはやっているところ、やってないところもありましようけど、決してうちが突出してやっちゃいけないということは一つもないわけでございますし、基本的には私は道路管理者が、例えば照明がやってないから交通事故が起きたとかいったときには、穴があいていて足がそこに入って捻挫、骨折したとかした場合は当然道路管理者が掛けている保険が適用されるわけですから、やはりそういった原点に立って、満額というわけじゃないですけれども、今、実際にそういう市民のニーズが年間約100灯ずつ増えておるという実態を認識されまして、ぜひともその辺を考慮していただきたい。

今の集会所の改築問題はどのように考えておられるか、再度御答弁いただきたい。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） では、私の方からお答えいたします。

地区の集会所、今、御指摘といたしますが御意見がありましたように、県下では高額なといいますか、防府よりは高額な金額を出しておられるところもございます。そうした中、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、いわゆる自治会に対する補助金全体の中で今、検討していこうというふうなことを考えておりますので、その辺で検討できればというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 22番。

○22番（大村 崇治君） 私はここで余り言いたくないです。私も自治会長をやっていますから、皆さんにも、この全員がやっぱり自治会の一員でございますから、ちょっと簡単に申しておきますけれども、私のところは世帯が630世帯です。で、300円の自治会費です。自治会費が年間約200万円です。そのうちの半分の100万円が各種団体のいわゆる募金とか寄附行為なんです。ちなみに、その中の半分、50万円が、市長がなっておられます日本赤十字社の地区長をやっておられます日赤募金とか共同募金、歳末助け合い募金、これが約50万円です。

それで、当然、今、どんどん地方分権が盛んになってきますから、地方へのどんどん負担も出てきます。先般のみまわり隊の我が地区独自の、やはり地域を、活動される方たちのいわゆる助成として、新たにお金を設けたりしております。だから、地区によっては500円ぐらいのいわゆる地区費を払わないといけないところが多分あると思うんです。そうしますと、いろんな例えば小さいことですが、子ども会のユニホーム、大人のAチ

ーム、２チームのユニホーム、野球のユニホーム、女子のユニホームと、恐らく単価が１チーム当たり１２万円かかるんです。私のところは幸いに自主搬入をしておるからそういう財源が充てられます。そうしたところが街なかには、こういった地区の集会所のためにわずかながらでも年々ためていっておられるのが実情です。私も実際、現職時代は余り地区の貢献しておりませんけども、皆さんがそういう実情を、実態を本当にしっかり自分に置きかえて、この問題を考えていかれたらどうかと。

だから、私はそうしてくれというんじゃないしに、そういう実態の中で街なかの人たちはいかに自治会館をつくるについて努力されておるか、ということだけは知っとっておかれないと、そういうことを申しておきます。

総務部長、もう一回、その取り組みを言ってください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 地域の実情は十分、今の御意見の中で拝聴させていただきました。いろいろその地域でそれぞれの実情がございましょうから、その辺、先ほど申しましたように、地域の御意見を聞きながら、どういった方向がいいのかも含めて協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ２２番。

○２２番（大村 崇治君） くどいようですが、地区の集会所の建設助成については、やはり現在に即した限度額というものは基本的に改善していかなければこれは大変なことになりますから、そのことだけはお願いしておきます。

○議長（行重 延昭君） 次は、都市公園の整備について。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） それでは、都市公園の整備についてお答えいたします。

公園は、散策、レクリエーション等、市民の憩いの場として、また子どもたちの遊び場として重要な都市施設であるとともに、防災上の緊急避難場所としても重要な役割を果たしております。現在、都市公園及び緑地４９カ所、児童遊園２３カ所、開発広場１３３カ所、合計２０５カ所の公園を開設しております。

まず、１点目の老朽化に伴う遊具の補充についてでございますが、経年により修理が不可能な遊具は撤去しており、その補充につきましては計画的に更新することとしております。しかしながら、フェンスやトイレの老朽化による補修に加え、近年、心ないいたずらにより施設が意図的に壊されることも多数あります。また、本年度は緊急性を要する公園の施設補修も行っており、補修経費がかさんでいることから、撤去する遊具の数に比べて補充がおくれている状況であります。

過去３カ年の遊具の撤去及び更新実績を申し上げますと、平成１５年度は撤去１１基、更新１基、１６年度は撤去が８基、更新が２基、１７年度は撤去のみ６基行っております。なお、１８年度は撤去２基、更新も２基予定しております。今後、遊具の更新に当たりましては、地元住民等の協働・地域性を考慮しながら進めてまいりますが、街区公園２９カ所につきましては、清掃、除草等の維持管理を地元の愛護会の御協力を得ていることもあり、順次更新してまいりたいと考えております。

次に、２点目の高齢者向け健康遊具の設置についてでございますが、近年、介護予防に役立つ高齢者向けの健康遊具を設置する公園が各地で増えつつあります。本年６月議会におきまして、桑山公園に設置してはどうかとの御質問があり、早々検討してまいりたい旨御回答申し上げておりますが、街区公園の設置につきましても、広場の確保が十分可能な公園につきましては、前段の遊具の更新とのバランスを考慮しながら検討してまいりたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） ２２番。

○２２番（大村 崇治君） お答えがありましたように、撤去、撤去で全く、どっちかいと補充されていないというような状態と言えるんですね。どのように本当、考えておられるかと、私、理解に苦しむんですけれども、子どもの安全・安心を考えた場合、遊具が何もない方が、それは子どもたちにすれば安全ですよ。そういうようなもんじゃないと思うんですよ。やっぱり設置基準があれば、撤去したらすぐ補充していくのが当たり前じゃないですか。今から恐らく１３カ所が街区公園で残っておると思うんですけど、こんなのもう重点的にやっていかんと、１基１基やったら今から１３年かかるんですよ。私らは死んでおらんし、あんたらもやめちゃってやろう。そういうことで、あんた、何考えちよるか。ほんと、ちょっとあきれて物が言えんような状況です。

だから、今言われたように、４種類あわせた複合遊具というのがあるんだし、やっぱりそんなのを１基でもやっていくという意欲がないと、また建設部長は一体何考えちよるんですか。もう早急に対処していただきたいと思います。

それから、あわせて考えるならば、今、介護保険制度が盛んに改革されておりますだけに、一方では公園法も変わりまして、昔は児童遊園であったのが、今は市民全体が憩いの場として使いなさいと、そういうことになっとるはずですよ。そうした意味で、やはりお年寄りもそこに行って健康のために遊べる遊具、そういうものが設置されておれば、子どもは幾らか何ほでも工夫して遊ぶわけですから、やはりそういうものを一緒に取り組むことも考える必要があると思います。どうぞ、その辺に関しまして、どういう取り組みをされておるか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの遊具と、健康遊具も含めまして、今後どのように考えているかということでございますが、私どもの方は、過去、遊具を設置する年度には多額の投資をして突っ込んでおります。平成１５年が向島の運動公園、このあたり遊具を整備したわけですが、そういう形になっております。

それで、今後の整備方針でございますが、まず街区公園、今２９カ所あります。そのあたりを地域に密着した公園として整備を順次していこうというふうに考えております。

あと、遊具の内容につきましては、複合遊具が一番利用勝手があるわけですが、遊具の安全基準というものもあります。余り複合遊具を密にしますと、滑り台の周辺には１．５メートルの安全距離をとりなさいとか、そのあたりもありますので、先ほどのそういう複合遊具と健康遊具、そのあたりの配置につきましては、地元の利用される方々との相談をしながら、イベントには広場が必要になってこようし、小さな子どもさんとお年寄りにつきましては健康遊具と複合遊具の共同利用ということもできますので、街区公園を主に、地域の皆様方と御相談を申し上げながら設置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） ２２番。

○２２番（大村 崇治君） 担当部長としたら、よその部長に負けんぐらいの意欲で、自分とこの問題は取り組まにゃいけん。我々が言うたからやる、危ないからやらんとか、そういうふうに、やはり撤去したらすぐ補うことがあなたの仕事じゃないですか。その辺をしっかりやってもらわにゃいけんと思うんです。

それから、財務部長に尋ねますが、さっきもありましたように、現場をよう把握して、予算措置のときは、こういう状態、例えば道路はでこぼこ、道路の区画線もはあ消えて見えない状態、こういう遊具はやって、実際今、撤去しようにも金がないからやれんとか、そういう状況は一体、財務部長は何考えちゃってんかと私は思うんですよ。こういうことだったら、実際財政が豊かで金は十分であると。それなら、さっきから見直し指摘されるけど、結局十分なサービスが行っちゃらんよね。そんなら、そういうことは表現やめちゃったらええ。豊かじゃないでしょうが、うちは。財務部長、そういう現場の状況はしっかり把握しているかどうか、それを私、聞きたいです。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（中村 隆君） 予算査定は毎年この時期にやるわけございまして、現場につきましては、私もできるだけ見にいきたいという気持ちで臨んでおります。ただ、予算査定書が莫大なものでございますし、その中に現場はすべて含まれておるわけござい

ますので、私一人がすべてを見るというわけには現実にはまいりません。したがって、担当者という者がおりまして、担当者については現場を必ず見ろというふうに私の方も指示をいたしておりますし、担当者の評価に従って私も査定をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 22番。

○22番（大村 崇治君） もう余り言っても話になりませんから、とにかくきょうは穏やかに終えたいと思います。

最後になりますけど、19年度の予算編成の取り組み、19年度の施政方針に当たり、有言実行されることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、22番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、8番、藤本議員。

〔8番 藤本 和久君 登壇〕

○8番（藤本 和久君） 本日、最後の質問をさせていただきます、みどりの会の藤本でございます。通告に従いまして、教育行政と福祉行政について質問をします。

最初に、教育行政について2点ほど質問をします。

いじめを苦にした痛ましい事件が続いています。最近では10月11日に福岡県筑前町の中学校2年生の男子生徒、10月23日に岐阜県瑞浪市の中学校2年の女子生徒、11月12日に埼玉県本庄市の中学校3年の男子生徒、同じ日に大阪府富田林市の中学校1年の女子生徒がいじめを苦に自殺しました。縁あってこの世に生を受け、楽しいはずの人生に落胆し、幼い命を落とした児童・生徒の心境を思うと本当にせつなく、胸を締めつけられる思いです。

浅学非才な私が教育のプロに質問するのはいかなるものかと思いますが、質問をさせていただきます。先ほどの木村議員の質問と重複する点もあろうかと思いますが、御容赦願います。

1点目ですが、福岡県筑前町の事件は、絶対にあってはならない教師のいじめが問題になっています。徹底した再発防止が求められますが、市教委はこの事件を受け、実態調査と水平展開をされたと思います。その実態調査結果と水平展開の内容を聞かせてください。

2点目ですが、いじめ問題の解決は、いじめが起きにくい教育環境をつくること、そして、不幸にしていじめが発生した場合、迅速で適切な対処が必要となりますが、市教委の基本的な考えを聞かせてください。

最後に、福祉行政について３点ほど質問をします。

防府市は平成１２年度に、防府市留守家庭児童学級指導員就業要綱を制定し、平成１２年１月４日に施行しました。指導員の雇用は、それまでは文書化されたものではなく、１年ごとの更新手続で勤務成績に問題がなければ６０歳まで働くことができました。この雇用形態をそのまま文書化すれば問題はなかったのですが、最長雇用期間は５年と決めました。雇用機会の確保が主な理由のようですが、私は、保育内容の低下になり、問題だと考えます。現在は、この就業要綱施行前に採用された５年以上のベテラン指導員がほとんどでしょうが、近い将来、全員が５年以下の経験の浅い指導員となります。私は、留守家庭児童学級は単なる保育の場ではなく、思いやりの心や我慢する心をはぐくむ場でもあると思います。したがって指導員の資質は問われなければならず、経験の深さもその一つだと考えます。また、不幸にして事故が発生した場合、指導員は全員が嘱託職員、しかも５年未満の経験の浅い職員となれば、世間やマスコミから非難を受けるのは必定ではないかと危惧しています。指導員の雇用形態について、指導員の資質の面と、留守家庭児童学級の安全の面についての当局の見解を聞かせてください。

夏期の留守家庭児童学級の室温は、平成１６年度の調査結果によれば、最高室温が３８度に達している学級が３校あります。労働環境の法令によれば、事務所の室温は１０度以下の場合は暖房するよう規定しているだけですが、事務所を空調する場合は１７度以上２８度以下になるよう努めることと努力義務を課しています。留守家庭児童学級は空調していませんので努力義務もないのですが、３８度の室温はいかにも指導員の労働環境としては劣悪だと言わざるを得ません。何らかの対応が必要だと思いますが、衛生管理者及び産業医の見解を含めた当局の見解を示してください。

９月１１日の日本教育新聞に、放課後子ども教室の設置に関する記事が載っていました。それによりますと、文部科学省は、すべての小学生を対象に体験活動や補習などを実施する放課後子ども教室の設置を来年度予算概要要求に織り込んだ。厚生労働省と連携する放課後子どもプランの一環で、すべての小学校区に設置する計画だと記事は伝えています。来年度の事業ですが、準備は必要だと思います。どの部局の担当になるかわかりませんが、防府市としての取り組みについて聞かせてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） ８番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、留守家庭児童学級についての御質問にお答えいたします。

まず、御質問の第1点目の指導員の雇用形態でございますが、平成17年3月市議会で答弁いたしましたように、留守家庭児童学級指導員の任期や身分は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に該当する特別職の非常勤職員でございます。平成12年1月4日に制定された就業要綱により、平成12年度以降採用された者につきましては、原則1年間の任用期間を、保育現場ということをかんがみ、更新期限を5年と定めております。5年とした理由は、留守家庭児童学級指導員としての求人に対し市民より多くの応募があることなどから、市民の方に就職の機会を平等に提供するというのが、議員御指摘のとおりで、主な理由でございます。また、非常勤の特別職に関する解説書によりますと、特定の者を長期に雇用することは適切ではなく、任用期間はマンネリ化を防ぐためにも5年程度が適切と指摘されていることも理由の一つでございます。

現在の指導員の雇用できる期間を見ますと、60歳までの者は11名、就業要綱の雇用更新期限5年を適用される者は21名でございます。そして、今後の年度ごとの退職者数を見ますと、各年度最大4名程度ですので、指導員の平均在籍年数の急激な低下には至らないと考えられます。

また、指導員は、応募要件で幼稚園、小学校、中学校の教員免許または保育士資格を持っている者としており、当然保育に関しては実務経験や専門性を有する応募者を採用し、採用後についても山口県児童センターや財団法人山口県ひとづくり財団などが行っている研修に参加できるよう配慮しております。さらに、指導員の各学級への配置につきましても、経験の浅い指導員とベテラン指導員とのバランスを考慮しております。また、児童の安全や事故防止のため、十分に配慮した勤務体制としています。

次に、2点目の指導員の労働環境についてお答えいたします。

留守家庭児童学級においては、労働安全衛生法で規定されております衛生管理者及び産業医の専任は対象外の施設です。しかしながら、児童の健康管理及び職場環境に配慮する中で、子どもたちの自然環境に対応する体力づくりという観点も必要ではないかと考えられますので、昨年度の調査で最高室温に近い学級には、ことしの夏、大型扇風機を7カ所、9台設置いたしました。また、指導員の健康管理につきましても、一般職員と同じように健康診断の受診を義務づけております。

放課後子ども教室との関連につきましては教育次長、教育行政についての御質問につきましては教育長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長、続いてお願いします。

○教育次長（和田 康夫君） 続きまして、放課後子ども教室との関連についてお答えをいたします。

留守家庭児童学級は、御承知のとおり、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童を対象者とした厚生労働省が進める児童福祉事業です。一方、文部科学省が進める放課後子ども教室は、すべての子どもを対象とした安心・安全な子どもの居場所づくりとして、地域住民の参加・協力によって、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行おうとするものであります。この両事業をあわせて放課後子どもプランと呼んでおりますが、地域全体で子育て支援に取り組むという観点から、政府の新しい少子化対策にも位置づけられております。

放課後子どもプランのうち、放課後子ども教室の授業は、1校当たり安全管理員2名と学習アドバイザー1名を配置し、放課後、校庭や体育館あるいは教室を開放し、子どもの安全に注意しながら、17時まで見守ろうとするものであります。

御質問の留守家庭児童学級との関連ですが、放課後子ども教室は、子どもの預かりの場ではなく、自由に学び、遊ぶ場であり、留守家庭児童学級での一人ひとりへの保護的な機能は有しておりません。したがって、共働き家庭への社会福祉事業であります留守家庭児童学級は今後とも継続していくこととなります。

なお、放課後子ども教室を実施するに当たり、各小学校及び地域活動の事情もあり、一斉実施は難しいと考えておりまして、新年度に設置を予定いたしております、仮称ではございますが、放課後対策運営委員会で、事業推進における課題及び方策を検討したいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 8番。

○8番（藤本 和久君） まず、指導員の雇用ですけれども、防府市次世代育成支援行動計画、こういうものがありますけれども、この中に指導員の研修を行うなど保育内容の充実に努めますと、こう示されておりますけれども、保育内容の充実とはどういうことを言われておるのか、具体的に示していただきたいと思います。

それと、指導員の研修メニュー、これはどういうものを予定されているのか、お答えください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 保育内容の充実と指導員の研修ということでございますけれども、まず、保育内容の充実につきましては、児童クラブ交流ふれあい事業、これは県制度でございますが、障害児と健常児の交流を図ることにより、子どもたちの福祉の心の育成と、保護者等が安心して子育てができる環境づくりを行っているものでございます。これ、実際に華浦留守家庭児童学級で実施をいたしております。

また、放課後児童クラブ等支援事業、これは国の制度でございますけれども、ボランテ

ィアを派遣し、伝承的な遊び、この中にはお手玉とか、けん玉とか、あや取りなどがございます。また、伝統芸能、民謡、三味線やお祭り、あと囲碁、将棋、かるた遊び、工作、折り紙などを通じて、遊びやさまざまな人とののかかわりを体験するというものがございます。これにつきましては、右田、西浦、大道、富海等で実施をいたしております。

次に、防府市生涯学習指導者バンクの利用ということで、これは夏休み期間中でございますけれども、ゲームとか３Ｂ体操、押し花、小物づくり、マジック、パネルシアターなど、このようなものを、これは平成１７年度では４回、平成１８年度では１回ですが、各教室で行っております。

次に研修でございますけれども、これは場所につきましては、さっき市長の答弁にもございましたように、県児童センターなりセミナーパークで行われております。内容を申し上げますと、児童館等新任職員研修会、これは県の児童センター。また、児童館等職員研修、これはセミナーパーク。それから、放課後児童指導者研修会、これは県児童センター。それに、あと山口県学童保育講座、これはセミナーパーク。あと、県児童健全育成指導者研修会、これは県児童センター。それと、公開講座としては、福祉レクリエーション講座といたしましてセミナーパークで実施をされております。これにそれぞれ指導員が勤務時間の時間を充てて、研修に参加をいたしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ８番。

○８番（藤本 和久君） いろんな事業もやられていますし、それから研修もやられています。指導員をせっかくこういう育て上げて５年で終わり。これではいかにももったいないような気がします、私は。

午前中、同僚議員が職員の資質について質問しましたがけれども、職員の資質向上は重要であるという考えを示されものですがけれども、これは嘱託職員が重要じゃないというふうに思われているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 決して、嘱託の方であるから資質の向上が必要ないということは考えておりません。

○議長（行重 延昭君） ８番。

○８番（藤本 和久君） 一つ市長にお伺いしたいんですけれども、職員の資質と、それから雇用の機会の均等、これをはかりにかけて、私はこっちがはるかに重たいと思うのですよ。これが、いや違う、藤本は考えがおかしいんだと、こっちが重たいんだいうのを、ちょっとわかりやすく説得してください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も市役所で働かせていただいて9年目になります。嘱託職員さん、あるいは60歳までずっと働ける一般職員ではない方々で、2年あるいは3年で、決まりによりおやめにならなくてはならない極めて優秀な方々がたくさんおられることを私はよく知っているんです。しかし、だからといって、その極めて優秀な、もったいない、このまま働いていただきたいと幾ら思っても、それが決まりでどうにもならないわけであります。

一方、60歳まで働ける職員の中に、さらに勉強もしてもらわなきゃいかんと思う人たちがおられるのも、これまた現実であろうと、このように思うわけでありまして、そこらあたりを十分勘案しながら、誤りなき人事といいますか、雇用形態を構築していくということは、私でなく藤本さんがおやりになっても大変難しいことではないかと、こんなふうに考えているわけであります。

今の留守家庭児童学級の件につきましても、あのときの経緯、経過を、私は当事者でございますのでよく存じております。あのときにああいう形でやらなくてはならなかったわけでありまして、そういう形のもとで進められて5年という形がもたれているということは、他の職場の2年、3年でやめていかななくてはならない方々と比較いたしますと、せっかくのすばらしい留守家庭児童学級での御指導ぶりを、普通の嘱託職員あるいは臨時の方々等々の場合よりも倍の年数近く働けるわけでございますので、やむを得ないと申しますか、そこらあたりで、いろいろな雇用形態との勘案の中で決めざるを得ないということで御理解をいただけたらと思っておるわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 8番。

○8番（藤本 和久君） わかりました。

放課後子ども教室ですけれども、大変私は結構な施策と思いますので、早く全小学校に設置ができるよう、そして内容を充実されるよう要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

その方は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、教育行政について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

○教育長（岡田 利雄君） 学校でのいじめについての御質問にお答えいたします。

まず、痛ましい事件の水平展開についてお答えします。

いじめを受けたことにより、児童・生徒がみずからその命を絶つという事件が発生していることは、まことに痛ましいことであります。児童・生徒がみずから命を絶つというこ

とは、理由がどうであれ絶対にあってはならないことであり、深刻に受けとめなければならないことであります。

防府市教育委員会といたしましては、１０月２０日付の通知文、「児童・生徒の心をつかんだ対応や指導」を通して、命の大切さの指導を核とした心の教育を充実させることなど、児童・生徒の心をつかんだ柔軟で適切な指導が一層強化されるよう、市内の全小・中学校へ指導いたしました。また、１０月２３日から１１月２日にかけて実施いたしました校長、教頭との個人面談の際に、いじめ問題への徹底した対応を直接指示いたしました。さらに、各校長を通じて各学校の状況を把握するとともに、校長会や学校訪問等の機会を通して指導を重ねてまいりました。

いじめの実態把握につきましては、今年度１学期末に実態把握調査を実施しております。２学期には１１月７日付で、各学校の体制や具体的な指導等について、学校におけるいじめ問題の取り組みについての総点検を実施いたしました。その結果をもとに、指導の強化及び改善を図っているところでございます。

なお、教師による児童・生徒へのいじめの報告は受けておりません。

次に、いじめ問題の解決についてお答えします。

いじめの未然防止対策は極めて重要なことととらえております。これまで教師自身の人権意識の高揚や、いじめに関する危機管理体制の充実等の指導をしてまいりました。本市教育委員会は、いじめの早期発見のためにスクールカウンセラーや子どもと親の相談員等の相談体制の充実を図るため、山口県教育委員会に配置の増員を要望しております。

また、いじめ相談や学校、家庭への訪問支援を職務とした、仮称でございますが、生活・安心相談員の複数配置も新規に検討しているところでございます。

さらに、教職員の指導力向上を図るための研修に力を入れ、各学校での心の教育の充実を図るとともに、心の教育に関する研究校を指定し、その研究成果の普及に努めてまいりたいと考えております。

なお、防府市教育委員会では、いじめの報告を受けた場合には学校が迅速に対応するよう指導を支援するとともに、必要に応じて各関係機関と連携し、いじめ解決を目的としたサポートチームの編成や臨床心理士等による訪問カウンセリングを実施してまいりました。

今後も、いじめの未然防止に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） ８番。

○８番（藤本 和久君） 教師によるいじめの報告はなかったということですが、実態とは違うなというふうに私は思います。これについてはこれ以上言いませんけれども、

いじめ問題の解決について再質問をしたいと思います。

具体的な事例でお話しさせていただきたいと思いますが、体育や総合学習の時間があるグループに分けて行っている中学校があります。グループ分けは部活動別です。運動部、それから文化部、いろいろあるんですけども、部活動別に分けています。これはある意味においてはユニークな企画だと思うんですけども、事情があって部活動に属していない、部活動していない生徒がいれば大きな問題だと思います。

部活動をしていない生徒は帰宅部いうところに編入されておりまして、帰宅部は当然のことながら活動していませんので、生徒間の連帯感いうんですか、こういうのは希薄だろうと思います。連帯感の強いグループと希薄なグループが混在しておるクラスで授業を受けておるわけです。これは、ある意味においては学校の組織的な一部生徒の差別授業というんですかね、こういうふうに私には映るんですけども、この点について教育長の見解を聞きたいと思いますし、それから、今の事例以外にもいじめの起きやすい教育現場があるんじゃないかなと思います。それについてどういうふうに思われているのか、見解を示していただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 今、御指摘いただきましたのは、学校の判断で部活動単位で活動をさせるということについての問題を御指摘いただきました。

いじめを許さない学校づくり、あるいは学級づくりを進める上では、児童・生徒一人ひとりの自己肯定観の持てる学習環境づくり、あるいは児童・生徒一人ひとりを大事にする教職員の意識のさらなる高揚が日常的に図られることが重要であろうと考えています。また、各学校の教育活動を通じまして、いじめの起きにくい環境が構築されていくことが重要と考えています。

ただいま御指摘いただきました教育課程の編成に絡むことですが、基本的には教育課程の編成は各学校長の裁量とされておりまして、学校行事等の中で部活動単位の活動もその一環として考えられます。

しかしながら、議員が危惧されておりますように、部活動に所属していない生徒への配慮を十分にすることは重要でありまして、この学校のケースの場合に、御指摘のことを踏まえまして教育委員会の方でかかわって見たんですけども、この配慮について十分な配慮がなされていなかったということで、早速教育委員会の方から学校長の方にその事情を話しまして、その対応について、すぐに、そして誠意をもって対応するように指導したわけでございますが、その後何回かの保護者の方あるいは学校と保護者、あるいは教育委員会と保護者、それから教育委員会と学校と保護者が絡んでの話の中で改善を図って

きたと思っています。

今後、校長会等を通じながら、各学校をまた一層指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（藤本 和久君） 茨城県筑西市に下館中学校があります。この学校のいじめに対する活動を紹介したいと思います。

下館中学校は、平成 8 年に教師の呼びかけにこたえて生徒会、これは生徒会ですよ、「君を守り隊」を結成しております。いじめの情報収集や、生徒みずからパトロールを実施しております。「いじめをしない、させない、許さない。そして君を守り隊」と、こういうスローガンのもとで現在も活動を継続しております。生徒数が約 500 人の学校らしいんですが、6 割を超える生徒がこの隊員になっております。

この活動の成功のポイントは、生徒自身が活動したということと、それから 6 割を超える生徒が隊員になっておる。いわゆるいじめ否定派が多数派におるわけですね。こういったことが成功のポイントではないかというふうに私は思います。この活動が防府市の小・中学校になじむかどうかはわかりませんが、研究する価値はあると思います。詳しくは下館中学校のホームページにもありますし、ここへ中嶋博行著書の「君を守りたい」という本がありますけれども、これを参考にしていいただければと思います。教育長、何か御所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 先ほどからありますように、いじめの対応は早期発見、早期対応ということでございます。大人は、そういった方向でいろんな方策を講じながらこのいじめの早期発見に努めているわけでございますが、こういった児童あるいは生徒会活動が展開される中で、そういった該当の子どもが早く見つかる場合もありますし、また、お互いの力でもってそういった人間関係のこじれを直していくということにとっては非常に意味があると思います。

したがいまして、御指摘いただきました「君を守り隊」という取り組み、今、私のところにもこの資料が来ているわけでございますが、いただきましたこの情報、あるいは市内でも小学校あるいは中学校で、いろいろと生徒が何々隊というふうな隊をつくりながら自主的に取り組んでいるケースがございます。こちらは市内の、私がつかんでいる範囲ではまだいじめに絡むところまでいっておりませんが、環境整備とか、あるいは「いいところを見つけ隊」というような学校で取り組んでいますけれども、御指摘いただきました取り組みは非常にいい例でございますので、これをぜひ各小・中学校等に情報を流しな

がら、こういった取り組みも一つのいじめ問題の解決につながっていくんだということを強調しながら、校長の方を通してまた徹底してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（藤本 和久君） いじめの適切な対処について、再質問したいと思います。

全く違った生活環境で育てられ、心はまだ未発達の子どもたちが学校で集団生活するわけですから、衝突はあって当然だと思います。その衝突がいじめなのか単なるけんかなのかは、当事者でないとわからないと思います。それだけに、いじめの早期発見は難しいと思います。難しいとは思いますが、教師は高等教育を受け、しかも大変な競争率を勝ち抜いて採用されているんですから、いじめ発見ができないことは、私はないというふうに思います。いじめがあれば、だめ教師のレッテルを張られるので知らん顔の教師。それから、いじめを軽く見る教師。いじめられる児童・生徒にも問題があると、とんでもない勘違いをしている教師。自分で問題を抱え込むが対処できない教師と、さまざまな教育現場ではないかと察します。

早期発見については、先ほど言いましたが、私は可能だと思いますので、迅速で適切な対応について、数点質問をさせていただきます。

まず、1 つ目ですが、防府市次世代育成支援行動計画にフリーダイヤルの「いじめ相談電話」で、24 時間相談に応じますとなっていますけれども、既に実施されておるかどうかに私にはわからないんですが、このいじめ相談電話について、どういうものか紹介してください。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

いじめ電話につきましては、日中、昼中と夜ですね、これを分けておりますけれども、昼中は決められた電話番号がありまして、そこにお電話をいただければいつでも悩みをお聞きますし、あるいはいじめ関係についてはいろんなまた一緒に考えさせていただくわけですが、そういった、はっきりと銘打った固定電話がありますし、それから夜間については携帯電話等々で指導主事が対応しております。

そういった本市が持っていますいじめ問題を解決するための窓口といいですか、これにつきましては毎年、年度当初に一覧表にしまして、学校あるいは保護者に届くように配慮しておりまして、このたびの全国的な大変なこのいじめ・自殺ということを踏まえまして、もう一度山口県全体の中に防府の関係機関を位置づけながら、A4、1 枚にしまして各学校を通して小・中学校の全保護者の方に配布させていただきました。そうやってそこに電話されれば、勤務時間中の方で、固定電話にかかってくれば、その担当の方が対応します。

これはもちろん市の正規の職員がついていますので。それから夜間等は指導主事が対応するというので、といった、どんなささいな悩みでも、それからどんな大きなものでも一切見逃すことのないように対応させていただくのが今日の現状でございます。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（藤本 和久君） いつごろからこういうのを実施されて、その相談の実態は、平成 17 年度だけでも結構ですので、わかれば教えてください。

それと、相談員は何名おられるのか。これは固定されているのかをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） いつからかというのは今ちょっとはっきりわかりませんが、私が知っている限りにおいては、学校教育課にある方は 3 年か 4 年ぐらい、もっと前かもわかりませんが、そのころから設置されております。それから、文化福祉会館の方にあります生徒指導の方に絡むところにも電話がありまして、これはもうかなり前から設置されていまして、これは一般の悩み電話と同じラインで、いじめのものについても入ってまいりますので。

それから、この電話等にかかってきましたものから、まずいじめの形態等につきましては、最近の傾向として言葉による嫌がらせ、それからメールによる中傷に対する不安感等々からそういう悩みを持たれた方の電話とか、あるいは無視、仲間外れ、からかい、それからおとなしいから周りの者は一生懸命その子を取り囲もうとするんですけども、一向に反応してくれないから逆に周りが非難するという、これに対する不安なりあるいは反発というような格好の内容があります。

そこにかかってくるケースは、圧倒的に多いのは保護者の方からかかってくるもので、かかってきたら必ずその辺の状態を確認するために学校の方にこういった電話があったということを伝えて、また学校の方から詳しく調べてもらったものをまた教育委員会の方に送っていただくということで、ぱっと入ったからすぐ対応して、やっぱり学校との関係ですから、いつも詳しい情報あるいは状況を把握した上で教育委員会として対応する、学校として対応するという格好を今とっております。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（藤本 和久君） 何名おられて、それは相談、ちゃんと固定されておるのか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 今、このオアシス教室の方は女性が 1 名ほどおります。もちろん、その女性がいないときには男性の指導員もいますから。それから、こちらの方の学校教育課の方は全指導主事、課長以下全体がこれにかかわると。また電話が鳴ればいつで

もすぐ対応するという格好でございます。そうやって、夜遅くまで学校教育課に灯がついているのは、こういった電話の対応をしているケースもございますので、またよろしく御理解いただきますようお願いします。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（藤本 和久君） 木村議員の質問と重複しますけれども、教師の多忙というのは私もちょっと気になっておりますけれども、多忙の中には家庭や地域が担うものがあるように思うんです。例えば、学校給食費の滞納や未納問題、これはなぜ先生が家庭訪問までして徴収しなくてはならないのかなというふうに私は思います。これは明らかに家庭の問題だと思います。

この教師の多忙を少しでも回避する手段をぜひとも講じていただきたいと思いますけれども、今の学校給食費、これ教育委員会の事務局側で徴収するわけにいかないんですか。そしたら先生の負担はずっと軽減されると思います。もちろん仕事が動くだけですから同じかもしれんですが、効率的に見た場合は、一つ箇所ですべてを徴収した方がいいように私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 給食費の徴収につきましては、本来、徴収体制というものがしっかりしたものがなければいけないというふうに思います。現場で実際に校長先生あるいは教頭先生等が対応される方がしっかりと管理もできるのかなということで今まで来たんだろうと思いますが、昨今、非常に給食費の滞納という問題が出ておりますので、今からその体制について現場ともしっかりと話をしていきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（藤本 和久君） ほかにたくさんあると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、いじめた者へ——いじめた者へと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、いじめは犯罪者、犯罪加害者に対する責任を明確にするという視点で質問をしたいと思います。

こういった痛ましい事件が起きると、決まったように、動揺している児童・生徒の心のケアをしなくてはならないということが言われます。それも必要なことかもしれませんが、見落とされている点があるように私は思います。

いじめは犯罪です。その犯罪加害者の心をなぜケアしなくてはならないのか。やるべきことは、いじめを受けた児童・生徒、被害者ですよね、この立ち直りに全力を傾けるべきではないかなと私は思っております。いじめを受けている児童・生徒の多くは我慢し

て学校生活を送っています。我慢できればそれだけ強くなれるんですから結構なことなんですけれども、我慢の限度を超えた場合は、不登校になったり、それから転校したり、最悪の事態である自殺にまで及ぶわけであります。なぜ被害者がこのような扱いを受けなければならないのでしょうか。加害者が排除されるべきではないのでしょうか。実社会なら加害者は法律によって罰せられます。少年法の壁や学校という聖域によって加害者が保護されております。何ら処分をされません。だから、自分たちは何も処分されないから大丈夫だと、たかをくくって犯罪を繰り返しておるというふうに私は思います。

長くなりましたけれども、いじめをする児童・生徒、すなわち加害者、どのような処分をしておられるのか、あるいは、していないのであれば今後考えていくのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 御指摘のとおり、いじめを受けている子どもに対して、これがもとの状態に戻るまでかかわっていくというのがいじめへの対応の根幹だろうと思っています。

ですが、いじめを受けている子どもへの指導だけでなく、やはり加害に回っている子どもに対してもこれを指導していかない限りは、義務教育の段階の子どもですから出席停止というようなことはできません。出席停止ということをするのであれば、それなりのまた人の配置をしていかなければいけない問題があります。義務教育である限りは、いじめを受けている子どもも、それから加害に回っている子どもも、これは当然の権利として学習していかなければなりませんので、したがって、学習を保障するという面からすると、加害に回った子どもを出席停止にするということは、現状の中ではできない問題があります。

ですが、この加害に回った子どもが、いじめを受けた子どもほどの制裁を受けることなしに、のうのうと過ごすということは絶対に許されないわけですから、したがって、いじめは絶対に許せない、人間として許せないということを徹底して、わかるまで、完全にわかるまで指導し続けるというのが今日、我々教職員に課せられた大きな課題だと思いますし、また家庭の親御さんも、あるいは広げて地域の方々も、その御理解をいただきながら対応していかなくてもいけない問題がありますし、それから、教職員だけでは、先ほどからありますように多忙さがありますので、スクールカウンセラーの支援を受けたり、あるいは子どもと親の相談員等々の力を受ける、あるいは、将来の発展はどうなるかわかりませんけれども、教職のOBの方々の力をかりる等々、今から策を講じていかなければならないと思っています。

要は、いじめた側への制裁というのが一般に言われますけれども、義務教育という段階を踏みますと特殊な制裁が加えられない。すなわち学習権を保障しなければならないという問題がありますので、一たん出席停止にしたら、家庭訪問して、やはりそれなりの学習を保障しなければなりませんから、それをだれがするのかと。学級担任はこっちで仕事がある。行けない。そうするとまた人の配置をしなければいけないという問題がありますから、ちょっと生ぬるいとおっしゃるかも知れませんが、学校での別室で学習をさせるとか、あるいは違った活動をするとか、やはり学校の中で加害に回っている子も、それから被害に回っている子も、健全な状態に返っていくための教育をし続けなければいけないのが今日の現状であろうと思っております。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（藤本 和久君） これ、ある私立の中学校の話ですが、学校はいじめの加害者たちとその保護者たちを呼び出し、いじめられた生徒を守るために加害生徒たちを退学処分にすると、こう伝えました。保護者たちは必死で抗議をしましたが、学校側は一步も引かず、退学処分にしたそうです。これは私立ですからできるんだと思うんです。その保護者たちは、裁判所に退学処分の不当を訴えたんですけれども、裁判所は学校の判断を正当と認め、その訴えを退けております。

この処分は、加害者たちの更生、今も教育長の言葉にありましたけれども、この更生を学校が放棄したという反論もあろうかとは思いますが、この反論は、加害者が更生するまで、じゃあ被害者はどうすればいいのかという視点に欠けておると思うんです。私は、この学校の断固とした対応に拍手を送りたいと思いますし、藤本は過激だと思われるでしょうが、被害者が泣き寝入りする社会ではいかんと思うんです。加害者が処分されて初めて法治国家だというふうに私は言えると思います。

ゼロトレランス理論、これは御存じだろうと思うんですけれども、犯罪を未然に防ぐには一切のトレランス、これは寛大とか寛容とかいう意味ですけれども、それをゼロにすることですから、不寛容、許さないという理論です。これは犯罪社会のアメリカで生まれた理論ですが、これを導入したアメリカの学校ですけれども、犯罪が激減したそうです。このゼロトレランス理論の有効性について、全日教連がモニター教員 500 人に意識調査をしております。その結果、80%を超える教員が支持しております。これは日本教育新聞 12 月 4 日号に載っております。要は、現場の先生たちは何かしてほしいというふうに思っておるんだと。500 人ですからどこまで言えるかわかりませんが、こういうことが載っております。

それから、教育再生会議が 11 月 28 日にいじめ問題への緊急提言をしております。歯

切れは余りよくありませんが、問題を起こす子どもに対して毅然とした対応をとるように提言をしております。

また、それより前の１０月１９日に、木村議員も言われましたけれども、文部科学省がいじめ問題の取り組みの徹底について通知をしております。その一部を紹介したいと思います。

いじめは人間として絶対に許されないとの意識を、学校教育全体を通じて、児童・生徒一人ひとりに徹底すること。特に、いじめる児童・生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられている児童・生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示すことが重要である。

既に承知とは思いますが、一部を紹介しました。文部科学省も被害者の立場に立ち、学校は毅然とした対応をとるように通知をしております。決して私が過激なことを言っておるわけではございません。

時間がないので、最後、要望しておきたいと思うんですけれども、自由で安全な学校、これに越したことはないんですけれども、もしそれができておったら、もう既にいじめなんかは解決しております。そうじゃなくて、自由だが危険な学校にしていくのか、それから、管理されているけれども安全な学校にしていくのか、この二者択一だろうと思うんですよ。私は後半の、管理されておるが安全な学校がいいというふうに思います。教育長、もし見解があれば。なければ結構ですけれども、私はそういうふうに思います。

以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 今、我々が目指している学校づくりは、信頼され、安心して子どもを託すことができる学校づくりだと思います。その意味からは議員さんと全く見解を同じくするわけでございますが、自由と管理を極端にすると、いろいろとまたトラブルが起こりますので、やはり安全・安心を確保できるだけの管理というものはしなくてはいけないものだと思います。

要は、今、申しましたように、信頼され、そして安心して子どもを託すことができる学校のためには、今日の一番大きな課題はいじめへの対応の問題でございますので、いじめられた子どもが絶対に置き去りにならないように、最後まで、健康な状態に戻るまで、学校の現場でもって責任を持って対応させていただくということを申し上げておきたいと思っています。

なお、先ほどの私学の場合は、これは私学を退学すれば公立の学校に行けるという確信が、保障の場があるからできるんですが、公立の場合は、もうここで行かなくてもいいと

いうふうになったり、あるいは排除しましたら行くところがないわけですから、したがって登校拒否というようなことが、取り入れられない一つの問題点があるように思いました。

今後、教育再生会議等々の動きもありますので、今からどういうふうに判断されるかですね。私自身は、もしやれるものであれば人を配置していただいて、十分対応できるような格好にしていただかないと学習権は保障できないと思っています。それがまた、できない面じゃないかと思っていますけれども、様子を見たいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で、8番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後 3時 3分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年12月11日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 平 田 豊 民

防府市議会議員 田 中 敏 靖